

湯沢町宿泊税導入検討委員会

－資料集－



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

資料1

湯沢町観光振興計画の深掘り

資料2

湯沢町の財政状況と制度上の限界

資料3

入湯税・ふるさと納税の充当状況

資料4

先行自治体での宿泊税の活用例(北海道倶知安町)

資料5

先行自治体の制度概要

資料6

その他の参考資料

【資料1】

湯沢町観光振興計画の深掘り ～取り組み状況と課題～

本資料は、湯沢町宿泊税導入検討委員会準備会にて、宿泊税の使途を検討するために作成した「湯沢町観光振興計画の深掘り資料」を、事務局にて再編したものです。

各戦略における課題が、宿泊税の使途の候補となることが想定されます。



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

戦略1 湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

1-1. グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成 主導的に実施：観光事業者

湯沢町には冬の厳しい時期があるからこそ、鮮やかな四季の魅力、時間帯ごとの魅力があります。これらの魅力や楽しみ方をさらに掘り起こし、来訪者が楽しめる仕組みづくりを行います。また、悪天候時でも楽しめる滞在場所やプログラムの構築等も進めます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
鮮やかな四季の魅力を掘り起こしたプログラムの造成	2022-	各観光事業者	個々でやっており、予算はついていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・個々でやっており、予算はついていない。 ・湯沢町観光まちづくり機構で情報を集約し発信をする仕組みづくり。 ・新しいプログラムの開発を支援。
時間帯ごとの魅力の掘り起こしたプログラムの造成	2022-	各観光事業者		
来訪者が楽しめる仕組みづくりをしたプログラムの造成	2022-	各観光事業者		
悪天候時でも楽しめる滞在場所やプログラムの構築	2022-	各観光事業者		

1-2. ガイド組織の構築 主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構等

湯沢町では特に近年、苗場山や平標山の登山人気が高まっており、若年層も含めて多くの登山客が訪れています。また、登山以外にもトレッキングやトレイルラン、冬のバックカントリーなど様々なアクティビティがありますが、そこで重要になるのがガイドの存在です。現在、湯沢町ではガイドの組織が存在しないため、早急にガイド組織を立ち上げ、ガイドの見える化、お客様とガイドをつなぐ仕組みの構築を進めます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
ネイチャーガイド組織の構築	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	2025にユニバーサルサポーター各種ガイド登録制度を創設。	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いジャンルのガイドの登録を促進する。 ・お客様とガイドをつなぐ仕組み作り(観光舎で予約可)を構築する。
アクティビティインストラクター組織の設立	2025-	湯沢町観光まちづくり機構		
新しいガイド組織の構築	2025-	湯沢町観光まちづくり機構		
モンベルフレンドエリアの登録によるガイド組織の構築	-2024	湯沢町観光まちづくり機構		

1-3. 町内の各エリアの特徴を活かしたコンテンツづくり

主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構等

湯沢町には、苗場かぐらエリア、湯沢つちたるエリア、湯沢神立エリアと性格の異なる3つのエリアがあります。目的や滞在スタイルにあった選択をしていただけるよう、各エリアの特徴を際立たせた発信をおこなうとともに、エリアごとの魅力づくりを進めていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
エリア協議会単位での支部化した体制づくり	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	各エリアのイベントとゆざわマルシェは連携済。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、ヒカリゴケ、鮎、カタクリ、山菜、苗場ボードウォークなどを活かしたコンテンツを開発する。 ・夜桜、雪と桜、雪囲いを発信していく。 ・これらコンテンツを効果的に発信(SNS、PR TIMES、イベントバンクを利用)していく。
中里秋祭り×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
飯土登山祭×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
街道マルシェ×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
ぶらり街めぐり×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
各エリアのプロモーション・露出拡大のコンテンツづくり	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
プレスリリースのサイトを利用したコンテンツづくり	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		

1-4. 温泉魅力の掘り起こしと温泉資源のさらなる活用

主導的に実施：観光事業者

湯沢町内には温泉旅館が集積した越後湯沢温泉のみならず、共同浴場や秘湯と呼ばれる貝掛温泉や赤湯温泉など、広い範囲で様々な温泉を楽しむことができます。こうした様々な温泉資源があることを強みとするためにも、源泉や泉質の特徴を再度見直し、魅力づくりを進めていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
越後湯沢温泉の活用	2022-	各観光事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・総合パンフレットで温泉地をまとめて紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にっぽんの温泉100選」の基準(雰囲気・郷土の食文化・観光の魅力など)を意識した魅力づくりを進める。 ・温泉枯渇対策。
共同浴場の活用	2022-	湯沢町総合管理公社・湯沢町観光まちづくり機構		
貝掛温泉の活用	2022-	各観光事業者		
赤湯温泉の活用	2022-	各観光事業者		
源泉や泉質の特徴を再度見直し、魅力づくりと活用	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		

1-5. 湯沢町ならではの食・特産品の魅力づくり

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構等

湯沢町産のお米は一等米比率が高いことでも有名です。米をはじめ、かぐら南蛮、トマト、アスパラガス、苺など季節ごとの質の高い農産物を活かした食の魅力づくりや特産品の開発を行っていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
地元生産者との連携を強化	2024-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・オール湯沢産の日本酒開発を支援した。 ・ナイトマルシェで湯沢地場産品メニューの提供を促し、発信している。 ・ふるさと納税の返礼品となる地場産品の開発を支援している。 	<p>・「湯沢といったらこれ!」と思いつくような特産品をPRしていく(商工会とも連携)。</p>
米の魅力づくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
トマトの魅力づくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
アスパラガスの魅力づくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
いちごの魅力づくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
特産品の開発	2024-	湯沢町		

1-6. 広域で周遊できる仕組みやコンテンツづくり(広域サイクルルートやトレイル等の活用)

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構等

雪国観光圏や新潟県の玄関口・滞在拠点でもある湯沢町の特性を活かし、行政域にとらわれずに広域で楽しんでいただけるコンテンツづくりを進めます。特に、近年は自転車やトレイルランで楽しめるルートの整備なども行われており、周辺市町村や各協議会と連携しながら、受け入れ環境の整備を進めます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会における雪国魚沼Golden Cycle Route(GCR)	2023-	湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> ・2市1町協議会でGCRを、観光圏のワーキングでスノーカントリートレイル、雪国リトリート、「帰る旅」などのコンテンツ整備を進めてきた。 ・近隣市町の観光協会と定期的に意見交換をしている。 	<p>・NCR指定を目指し走行環境の整備及びサイクルツーリズムの促進を図る。</p>
雪国観光圏の戦略会議・ワーキングでコンテンツづくり	2022-	湯沢町・湯沢町観光まちづくり機構		
南魚沼市・魚沼市・十日町市・津南町と周遊を仕組み化	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		

2-1. 初めての人や子供、高齢者にやさしい安心安全なスノーリゾートづくり

主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構等

スノーエントリー層に世界一やさしいスノーリゾートを目指し、ウィンタースポーツを初めてする人、雪を見たことがないインバウンド、子供、高齢者、障がいのある方など、多様な方が快適かつ安心安全に滞在できるよう、ハード・ソフト両面の受入環境整備や情報発信、医療施設との連携体制の構築等を行います。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業	2022-	湯沢町観光まちづくり機構	・南魚沼市と連携した形成計画を策定し、スキー場とともに一体的な取組を進めてきた。	・お客様が安心できる医療体制の充実を目指していく。 ・スポーツ安全保険への加入促進。
ネクスコ東日本との連携による関越道谷川岳PAでのデジタルサイネージによる情報発信	2024	湯沢町観光まちづくり機構		

2-2. 回遊性の向上(ゲートシステムの導入と共通リフト券の導入等)

主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構等

湯沢町内には規模や特徴の異なるスキー場が10存在しています。アクセスの良さから日帰りのスキー客も多いですが、できるだけ長く滞在していただき、グレンデの状態や好み等にあわせて回遊していただける仕組みを構築します。そのためにも共通リフト券の導入やゲートシステムの導入、スキー場シャトルバスの利便性向上等によって、お客様は快適に、受け入れ側にとっては滞在時間の延長による消費額の拡大やCRM(カスタマーリレーションマネジメント:顧客のデータを入手しつつロイヤリティを高める関係性を構築)による顧客との関係構築が見込めます。湯沢町全体を一つのエリアとして各主体、全事業者が認識・連携し、シームレスな(継ぎ目のない)スノーリゾートを形成します。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
グレンデの状態や好み等にあわせた回遊性の向上	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	・イレブンチケット導入。 ・観光DX導入。 ・アプリ配車導入、ライドシェア稼働。 ・ゲートシステム導入。	・スキー場や二次交通の情報をサイネージや各施設で提供する仕組みづくりを進める。 ・共通リフト券発行を継続し、回遊性を高める。 ・スキー場シャトルバスを有料化し、サービスレベルを向上させる。 ・国補助金等を活用したスキー場の施設・設備更新への支援(リフトの最新化等)
町内共通リフト券の導入及びゲートシステムの導入(2024-)による回遊性の向上	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
冬季の二次交通の利便性向上や情報発信による回遊性の向上	2026-	湯沢町		
交通事業者との連携強化による回遊性の向上	2024-	湯沢町		
滞在時間の延長による消費額の拡大	2026-	湯沢町・湯沢町観光まちづくり機構		
CRMによる顧客との関係構築	2024-	湯沢町観光まちづくり機構		

2-3. スキーをしない人も楽しめるコンテンツ・空間づくり

主導的に実施:湯沢町事業者

日本では、スノーリゾートの楽しみ方は、スキーやスノーボード、雪遊びといったアクティビティに限られることが多いですが、ゲレンデやゲレンデからの景色を楽しんだり、ゲレンデ内にあるレストランやカフェでゆっくりする等、アクティビティをしない人でも楽しめる空間やアプローチを整備します。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
ゲレンデやゲレンデからの景色を楽しむコンテンツづくり	2022-	各観光事業者	・個々でやっており、予算はついていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・機構で情報を集約し発信をする仕組みづくり。 ・新しいプログラムの開発を支援。
ゲレンデ内にあるレストランやカフェでゆっくりする空間づくり	2022-	各観光事業者		
アクティビティをしない人でも楽しめる空間やアプローチを整備	2022-	各観光事業者		

2-4. 上級者が安全に楽しめる仕組みづくり

主導的に実施:湯沢町(環境農林課)

スキー上級者からも人気の高い湯沢町内のスキー場ですが、より安全に楽しんでいただける仕組みが以前から検討されています。ガイドによる案内の推奨やバックカントリーのルールづくりなど、上級者も安全に楽しめる環境づくりを索道事業者と行政が一体となって整備していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
ガイドによる案内で安全に楽しめる仕組みづくり	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・2025にユニバーサルサポーター各種ガイド登録制度を創設。 ・対策会議や登山計画書の提出、訓練の実施など安全面の対策に取り組んできた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様とガイドをつなぐ仕組み作り(観光舎で予約可)を構築する。
バックカントリーのルールにより安全に楽しめる仕組みづくり	2022-	各観光事業者		
神楽ヶ峰山域冬山登山遭難対策会議にて安全に楽しめる仕組みづくり	2022-	湯沢町		
登山計画書を提出して安全に楽しめる仕組みづくり	2022-	湯沢町		
バックカントリースキー冬山訓練による安全に楽しめる仕組みづくり	2022-	湯沢町		

戦略3 居心地の良い景観・街並みの整備

3-1. 観光客・住民の導線をふまえたグランドデザイン(戦略4の内容も含む)の検討 (導線確認、結節拠点などの整備、デザインコード) 主導的に実施:湯沢町(企画観光課、建設課)

来訪客の導線をイメージしながら、どこに案内拠点や結節点を設けて誘導するか、また、利便性の高い二次交通整備や機能的にもデザイン的にも湯沢町に合った観光案内サインの整備など、テーマごとではなく地域全体の機能とデザインを検討するグランドデザインを描きます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
来訪客の導線をイメージ 案内拠点や結節点を設けて誘導	2025-	湯沢町・湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・総合パンフレットにモデルコースを紹介。 ・湯沢町地域移動環境計画を策定しサービスレベルを設定。 ・駅周辺の観光案内サインは多言語対応済。 ・旧ゆーたんが使われている案内サインあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢町にあった観光案内サインとグランドデザインを描く。
利便性の高い二次交通整備 地域公共交通活性化協議会の開催 湯沢町地域移動環境計画の実現	2024-	湯沢町		
機能的に湯沢町に合った観光案内サインの整備 デザイン的に湯沢町に合った観光案内サインの整備	2022-	湯沢町		
地域全体の機能とデザインを検討するグランドデザイン	2026-	湯沢町		
湯沢町環境色彩計画(1992-)	2022-	湯沢町		
豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくる条例	2022-	湯沢町		

3-2. 施設の適切な維持管理と開発コントロール 主導的に実施:湯沢町(企画観光課、防災管財課)

施設が放置されることなく適切に維持管理される仕組みを構築します。また、民間企業が投資・開発をしたいと思ってもらえる地域を目指すことは重要ですが、目指す地域像を共有しつつ、無秩序な開発をコントロールする仕組みを作っていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
適切に維持管理される仕組みを構築	2022	湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画を策定(2022)。 ・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱を制定(2011)。 ・空き家バンクを設立(2019) 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの周知を町と湯沢町観光まちづくり機構で行う。
無秩序な開発をコントロールする仕組み	2022	湯沢町		
湯沢町空き家等の適正管理に関する条例を施行(2013)	2022	湯沢町		
空き家バンクを設立、運営しマッチング	2022	湯沢町		

3-3.

歩きたくなる街並みと滞在したくなる空間の整備

主導的に実施:湯沢町(企画観光課)

安全に歩いて、かつ歩きたい雰囲気のある街並みを整備していきます。また、特別な目的がなくても居たくなる場所や、ワーケーション等で滞在できる居心地の良い空間などを整備することで、来訪者の滞在時間の延長にもつながります。

湯沢町では、1992年に「豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくる条例」を制定しましたが、既存の条例や計画も再度見直す必要があるとともに、実際に実現できるようにするためにも、住民や事業者など全ての人の意識醸成を地道かつ長期間にわたって行うことが重要です。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
安全に歩ける街並みを整備	2022-	湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> 温泉通りでは歩行空間を確保する広い路肩が整備されたが、路上駐車が多く快適に歩けない。 商店街エリア活性化事業(2021-)に取り組むも、賃貸することに抵抗ある家主あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーク&ライドの検討。 ・地元の方と共に空き物件の利活用に取り組む。
歩きたい雰囲気のある街並みを整備	2022-	湯沢町		
特別な目的がなくても居たくなる場所を整備	2022-	湯沢町		
ワーケーション等で滞在できる居心地の良い空間などを整備	2022-	湯沢町		
商店街エリア活性化事業	2022-	湯沢町		

3-4.

湯沢町ならではの風景を楽しめる視点場の発掘と整備

主導的に実施:湯沢町(環境農林課)

湯沢町には四季折々、町民それぞれに愛着のある多様な自然景観があります。これらの景観の魅力を発信していくとともに、こうした景観を楽しめる視点場を発掘し、発信していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
景観の魅力・視点場(フォトスポット)を発信	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・YUZAWAモニュメントやゆーたんパネルを設置しフォトスポットを創った。 ・魚野川右岸遊歩道、魚野川右岸駐車場、魚野川右岸トイレを整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS分析やヒアリングにより湯沢町のフォトスポットを発掘、発信する。
景観を楽しめる視点場(フォトスポット)を発掘	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
魚野川右岸遊歩道整備 魚野川右岸駐車場整備 魚野川右岸トイレ建築	2022	湯沢町		

3-5.

戦略的な植物の植樹と整備

主導的に実施:湯沢町(環境農林課)

湯沢桜100選や、花の百名山といわれる平標山の他、ヒカリゴケなど町内では珍しい植物もみることができます。こうした貴重な植物を保全しつつ、標高差などを活かした植物の保全や植樹をおこない、湯沢町を代表する魅力的な景観の一つとして整備していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
湯沢桜100選・花の百名山	2022-	湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> ・桜100選(2020) ・平標山 ・ヒカリゴケ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドスケープデザインに合わせた植樹を検討
ヒカリゴケなど町内の珍しい植物	2022-			
貴重な植物を保全	2022-			
標高差などを活かした植物の植樹	2022-			
ランドスケープデザイン	2026-			

戦略4 利用者目線での受け入れ環境整備

4-1. シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備 主導的に実施：湯沢町（企画観光課）

湯沢町は、苗場かぐらエリア、越後湯沢温泉エリア、湯沢つちたるエリアの3エリアに分かれます。季節によって利用者の目的も異なりますが、路線バスは利用方法やルート等がわかりづらく、現時点では現金しか使えない等、初めて訪れる人やインバウンドにとっては使いづらい状況にあります。冬季は共通リフト券とも掛け合わせたスキー場シャトルバスの運行実験などをおこなっていますが、住民やリゾートマンション利用者などの利用も見越した上で持続可能な二次交通のあり方を検討し、整備していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
地域公共交通活性化協議会の開催 湯沢町地域移動環境計画の実現	2024-	湯沢町		
路線バスの利用方法のわかりやすさを整備	2024-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構	・湯沢町地域移動環境計画を策定しサービスレベルを設定。	・設定したサービスレベル実現
路線バスのルートのわかりやすさを整備	2024-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構	・駅サイネージや案内サインを整備、Googleマップに掲載、	
路線バスのキャッシュレス化を整備	2026-	湯沢町	キャッシュレス可を支援。	
スキー場シャトルバスの運行実験	2022	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構	・スキー場シャトルバスの運行実験(2022)	
住民やリゾートマンション利用者を見越した二次交通の整備	2024-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		

4-2. インフォメーション機能の充実

主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構等

越後湯沢駅構内に広域観光情報センター、西口に雪国観光舎がありますが、前者は場所が奥まっけていてわかりづらい、両施設の使い分けがわからないなど課題もあります。今後、両者の機能整理なども行いつつ、来訪者にわかりやすい案内所を整備します。また、駅のみならず、主要な観光施設、他エリアの地区観光協会の案内所の役割も整理していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
越後湯沢駅構内：広域観光情報センターの機能整理	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・県、南魚沼市からの負担金により広域観光情報センターを運営。 ・外国語対応可能な職員を配置。 ・駅ナカのサイン整備及び冬季バス案内を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に分かりやすい案内所の整備を検討する。 ・ヘルプ窓口ではなく観光案内をする案内所へと発展させる。 ・AI技術を活用して24時間全町で同じ案内ができるようにする。 ・駅東口運用について協議する。
西口：雪国観光舎の機能整理	2026-	雪国観光圏、雪国観光舎		
来訪者にわかりやすい案内所を整備	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
主要な観光施設の案内所の役割の整理	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
他エリアの地区観光協会の案内所の役割の整理	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
案内所には英語・中国語(台湾華語)対応が可能な職員を配置	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
冬季の駅東口におけるシャトルバス案内(誘導員配置)	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
駅ナカのサイン類を強化(インフォメーションボードの新設)	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
駅東口ターミナルの冬季における運用方法の抜本的な見直し	2026-	湯沢町		

4-3. 玄関口となる越後湯沢駅の耐震化と機能向上

主導的に実施：観光事業者

特に越後湯沢駅は湯沢町の玄関口であり、シンボルでもあります。耐震化工事等のタイミングに合わせ、駅のデザイン改修や機能向上についても提言をおこなっていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
越後湯沢駅の耐震化工事	2024-	JR東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化工事は実施中。 ・駅のデザイン改修についてランドデザインに合わせた摺合せができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドデザイン、ランドスケープデザインにあわせた駅のデザイン改修を提言する。 ・駅での案内機能について協議する。
駅のデザイン改修についての提言	2026-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
駅の機能向上についての提言	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		

4-4. Wi-Fi整備、キャッシュレス決済等の推進

主導的に実施:湯沢町(企画観光課)

特に新型コロナウイルス禍でテレワークやキャッシュレスが急速に進んでいますが、デジタル化ともあわせてWi-Fi整備、キャッシュレス化の推進は優先的にこなっていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
Wi-Fi整備	2022-	湯沢町観光まちづくり機構	・過去に公衆無線LAN導入も現在は各施設が提供。	・キャッシュレス決済の普及について検討していく。
キャッシュレス決済の導入	2022-	湯沢町観光まちづくり機構	・auPayの説明会実施。 ・あえて現金のみの店舗もある。 ・電子通貨導入について検討したがコスト面で実現に至っていない。	
地域通貨(電子)の導入	2022-	湯沢町		

4-5. 観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理

主導的に実施:湯沢町(環境農林課)

二次交通はもちろんのこと、現地までの適切な観光案内サイン、現地の遊歩道や登山道、駐車場、トイレなど、統一感のあるデザインの元でインフラ整備を適切におこなっていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
統一感のあるデザインの元でインフラ整備	2026-	湯沢町	・平標登山口駐車場トイレ浄化槽入替。 ・合併処理浄化槽に入替、処理能力を向上。	・湯沢町にあったランドスケープデザインとランドスケープデザインを描く。
観光案内サインのデザイン統一化	2026-	湯沢町		
遊歩道のデザイン統一化	2026-	湯沢町		
登山道のデザイン統一化	2026-	湯沢町		
駐車場のデザイン統一化	2026-	湯沢町		
トイレのデザイン統一化	2026-	湯沢町		
平標登山口駐車場トイレ浄化槽入替	2022-	湯沢町		

湯沢町観光振興計画に基づく用途の検討

4-6. 多様な利用者を想定した受け入れ環境の整備 主導的に実施:湯沢町(建設課)

インバウンド、宗教上の戒律がある方、障がいのある方、LGBTQ(性的マイノリティ)など、来訪者層はさらに多様化することが考えられます。多様性に対する正しい理解やサービス対応など、湯沢町の事業者や住民なども含めた全員が理解を深めながら受け入れ環境整備を行っていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
インバウンドの受け入れ環境の整備(多言語対応、キャッシュレス対応、交通情報、ごみ箱の設置)	2026-	各観光事業者、湯沢町観光まちづくり機構	・各施設における対応可否を機構HPで公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の貸出をしている施設がある。 ・越後湯沢駅東口にEV設置。 ・越後湯沢駅周辺の路上駐車対策(駅周辺の駐車場等に関する検討)
宗教上の戒律がある方の受け入れ環境の整備	2026-	各観光事業者、湯沢町観光まちづくり機構		
障がいのある方の受け入れ環境の整備	2026-	各観光事業者、湯沢町観光まちづくり機構		
LGBTQ(性的マイノリティ)の受け入れ環境の整備	2026-	各観光事業者、湯沢町観光まちづくり機構		
食物アレルギーへの対応	2026-	各観光事業者、湯沢町観光まちづくり機構		
越後湯沢駅東口EV設置	2023	湯沢町		

5-1. 環境負荷の少ない観光地づくり

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

観光地には大人数が訪れることから、どうしても環境負荷がかかってしまう傾向にあります。観光業による影響を認識しつつ、CO2削減、フードロスやフードウェイストの削減、プラスチックごみの削減、再生エネルギー活用の検討など、湯沢町流の環境負荷の少ない観光地づくりを進めていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
CO2削減	2025-	湯沢町	・湯沢町地球温暖化対策実行計画(2025) ・食べきり運動で少量プランを提供。 ・アメニティ提供を削減。 ・ペレットストーブ購入費補助金。 ・パンフ、チラシはデジタルでも提供し、印刷物を減らしてきた。	・「グリーン・ディスティネーションズ」認証(持続可能な観光地の国際認証)取得を目指す。
フードロス・フードウェイスト(食品ロス)の削減	2022-	湯沢町		
プラスチックごみの削減	2023	各観光事業者		
再生エネルギー活用	2022-	湯沢町		
パンフレットやチラシ類のデジタル化	2022-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
総合パンフレットのデジタル化	2022-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
マップのデジタル化	2022-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
SDGs	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		

5-2. 地域内外が一体となって取組める自然環境保全の仕組みづくり

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

湯沢町が多大な恵みを受ける自然環境を、利用しながら保全をしていく取組は、観光事業者だけでなく、行政、住民、来訪者なども含めてみんなでおこなっていく必要があります。すでに「フジロックの森」や「湯沢町自然環境保全基金」等の取組が進んでいますが、財源を確保しつつ、協力できる人が様々な形で支援・参加できる仕組みを全町で展開していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
フジロックの森プロジェクトの仕組みづくり	2022-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構	・苗場観光協会がボードウォークキャンプを実施。	・キャンプを継続し参加者・支援者を増やす。 ・湯沢町自然環境保全基金の認知拡大と全町的な取組への発展。
湯沢町自然環境保全基金の仕組みづくり(2021)	-2022	湯沢町観光まちづくり機構		
湯沢町自然環境保全基金の周知拡大	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		

戦略6 観光産業の構造改革・生産性の向上

6-1. 宿泊産業活性化

主導的に実施: 観光事業者

家族経営の民宿から団体を受け入れられる温泉旅館やホテルまで、様々な規模の宿泊施設が立地していますが、宿泊施設単体の経営力の向上を図りつつ、ハード・ソフトにおいて魅力を高める取組を支援していきます。(宿泊施設統計の仕組みづくり、宿泊施設経営等の勉強会の開催、ワーケーション促進など)

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
宿泊施設単体の経営力の向上	2022-	各観光事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各団体が実施するセミナーに各施設が参加。 機構と商工会で補助金申請を支援。 宿泊施設向け勉強会を実施。 おでかけウォッチャー導入。 ワーケーション自治体協議会に参加(2021)。 観光庁の高付加価値化事業を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー情報の発信。 高付加価値化のための施設及び設備の更新等
ハードにおいて魅力を高める取組を支援	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
ソフトにおいて魅力を高める取組を支援	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
宿泊施設統計の仕組みづくり	2025-	湯沢町		
宿泊施設経営等の勉強会の開催	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
ワーケーション促進	2022	湯沢町		

6-2. DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上

主導的に実施: 観光事業者

特に、海外ではデジタル技術を活用したシームレスなサービスの提供が急速に進んでいます。宿泊施設のバックヤード、地域の交通システム、顧客情報の入手とサービス提供などが一体となったCRMの確立など、施設内、地域全体におけるデジタルトランスフォーメーションを推進していきます。(デジタル化すべき場面と人がやるべき場面を見極めて導入)

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
CRMの確立(顧客情報の入手とサービス提供)	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> 「ゆざわマッチボックス」導入。 CRM導入。 	<ul style="list-style-type: none"> CRM活用。
ゆざわマッチボックスの開始、セルフソーシングの導入促進	2022-	湯沢町		

6-3. 宿泊産業活性化

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

町内でも横のつながりが希薄であるとの課題が挙げられています。業種を超えて交流できる機会を増やしていくとともに、お客様にタイムリーに提供する情報の共有、緊急時の連携体制の確立などをイメージして連携体制を強化していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
業種を超えて交流できる機会	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		・避難場所、連絡方法等、町・消防とつながる仕組みを構築する。
お客様にタイムリーに提供する情報の共有	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	・ゆざわマルシェは初期に農産物の販売を実施。	
緊急時の連携体制の確立	2026-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構	湯沢町観光まちづくり機構理事会に各業種から就任。	
町内事業所リストの作成	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	・プロジェクトチームを立ち上げ、各分野の事業を推進。	
プロジェクトチームを発足し、事業を主導	-2025	湯沢町観光まちづくり機構	・民間企業の方に地域活性化起業人を委嘱。	
地域活性化起業人とともにマーケティング、情報発信、インナープロモーションを強化	2025-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		

6-4. 人材確保・人材育成の仕組みづくり

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

観光産業は特に人材確保と定着率の向上が課題となっています。無理なくやりがいをもって仕事を続けられるためにも、6-1、6-2のような業務改革が必要になります。さらに、町内で働く者同士のネットワーク構築やスキルアップのための支援を地域を挙げておこなっていく他、スキルのある町外の人材にも積極的に活躍していただける仕組みを検討します。また、すでに湯沢学園で取組が行われていますが、町の基幹産業として子供の頃から観光への理解や町外からの来訪者に対するおもてなしの心を高める教育の機会を増やしていきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
町内で働く者同士のネットワーク構築	2026-	観光まちづくり機構、湯沢町商工会		・町内で働く者同士のネットワーク構築、スキルアップ支援(勉強会+情報交換会)を実施する。 ・湯沢学園の総合学習で連携する。 ・ラーケーション導入を検討する。
町内で働くスキルアップのための支援	2026-	観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
スキルのある町外の人材にも積極的に活躍していただける仕組み	2026-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会	・会計の研修は実施、労務の研修が未実施。 ・「観光と私たちの暮らし」を発行	
湯沢学園でおもてなしの心を高める教育	2026-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
インナープロモーション強化	2025-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		

7-1.

利用者目線の情報発信と費用対効果を意識したプロモーションの戦略的实施

(外部機関や県等との連携等)

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

まずはこれまでの紙媒体、ウェブサイト、SNS、プロモーションの内容を見直し、ターゲットを想定した上で情報発信戦略、プロモーション戦略を策定します。また、内部の資源の掘り起こしと磨き上げを行いつつ、情報発信の中身についても再構築します。

また、インバウンド向けの情報発信についても、国や調査期間が公表しているデータ等のさらなる活用と共有を図り、研究を進めるとともに、県等と定期的にコミュニケーションを図りながら連携して発信をおこないます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
ターゲットを設定	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	・新潟県インバウンド推進協議会に参加してきた。 ・新潟県観光協会が実施する各種商談会へ参加してきた。	・各地区、各事業でターゲットを設定し、ペルソナとカスタマージャーニーマップを作成する。 ・発見された課題に優先順位をつけて解決していく。 ・プロモーション戦略を策定し、費用対効果の高いプロモーションを検討していく。
情報発信戦略、プロモーション戦略の策定 (SNSを活用したプロモーション、新聞やTV等の不特定多数に対するプロモーションの最小化)	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
内部の資源の掘り起こし	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
インバウンド向けの情報発信	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
インバウンド向けのデータ活用	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
インバウンド向けの施策を県と定期的にコミュニケーション	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
BtoBの対応として新潟県観光協会が実施する各種商談会へ参加	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
事業ごとにターゲット層を明確にする	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
費用対効果の高いプロモーションをする	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		

7-2. 地域内へのわかりやすい情報共有(インナープロモーション)

主導的に実施:湯沢町観光まちづくり機構

地域内の事業者や住民向けに、行政や観光関連組織の取組や観光振興による効果(例:観光消費額や経済波及効果等)を広報等で定期的に発信することで、町の基幹産業としての観光産業の実態を広く共有していきます。また、観光振興が地域住民の住みやすさや誇りの醸成にもつながるといふ観光振興への理解を高めることで、観光客に対するおもてなしの心も醸成していきます。

また、個別事業者への連絡や情報共有についても、発信時期の遅さや共有ツール等による共有の遅れ等の課題が指摘されてきました。デジタルツールなども活用しながら、よりタイムリーに伝わる仕組みを検討します。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
観光と私たちの暮らしの定期的な発行 ・地域内の事業者や住民向けに定期的に情報発信 ・町の基幹産業としての観光産業の実態を広く共有 ・地域住民の住みやすさや誇りの醸成にもつながる観光振興への理解促進 ・観光客に対するおもてなしの心も醸成	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	・「観光と私たちの暮らし」を2回発行。 ・広報ゆざわで定期的に情報発信。 ・HP内に会員専用ページ構築。 認知度は徐々に向上	・スキー場や二次交通の情報をサインージや各施設で提供する仕組みづくりを進める。
個別事業者へデジタルツールを活用したタイムリーな情報共有、発信方法のシステム化	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
広報ゆざわでの定期的な情報発信	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
ホームページ内に会員専用ページの構築、認知度向上	2024-	湯沢町観光まちづくり機構		

8-1. 観光関連組織の再編と組織改革

主導的に実施：湯沢町観光まちづくり機構

引き続き、(一社)湯沢町観光まちづくり機構の業務改革と各地区観光協会の支部化による組織再編を進めます。また、広域としての雪国観光圏のブランディングをしつつ、特徴ある民間事業者の取組を牽引する(一社)雪国観光圏と、湯沢町内の観光まちづくりをボトムアップで進める湯沢町観光まちづくり機構との役割分担を認識し、連携しながら取組を進めます。

(一社)湯沢町観光まちづくり機構については、2021年3月に観光地域づくり候補法人(候補DMO)として登録されました。今後、登録観光地域づくり法人(登録DMO)を目指します。

また、適切な情報公開により信頼を高めていくとともに、業務の効率化やスキルアップなどを図りながら、職員のパフォーマンスの向上などを進める。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
DMOの業務改革	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	・湯沢町観光まちづくり機構が登録DMOへ(2022)。 ・各地区観光協会の支部化を進めてきた。 ・事務局職員が地区観光協会へ勤務。 ・事務局職員が観光地経営中核人材研修を受講。	・各種研修の受講を支援。 ・事務所環境整備。
各地区観光協会の支部化による組織再編	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
雪国観光圏と湯沢町観光まちづくり機構の役割分担を認識し連携	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、雪国観光圏		
登録観光地域づくり法人(登録DMO)になる	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
DMO職員のパフォーマンス向上、業務の効率化、スキルアップ	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
DMO職員の外部研修への積極的な参加	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
他の地区観光協会等において役割分担と連携を開始	2024-	湯沢町観光まちづくり機構		

8-2. 観光統計の整備とマーケティングの実施

主導的に実施：湯沢町（企画観光課）

観光統計は全ての観光政策の基本になります。現在実施している観光関連の統計について、調査方法、調査項目などを全て見直して観光統計を整備します。また、観光統計と絡めた上で顧客情報を入手しつつ、適切なサービスを提供することでロイヤルティを高めるCRM(Customer Relationship Management:顧客関係管理)等も検討していきます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
観光統計を整備	2025	湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> 「おでかけウォッチャー」を導入。 地域共創基盤(CRM)を導入済。 消費額調査は2024にネット調査を実施も精度低。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費額調査は対面調査を継続。 CRMはデータアナリストを活用。
顧客情報を入手	2024-	湯沢町観光まちづくり機構		
ロイヤルティを高めるCRM(顧客関係管理)	2024-	湯沢町観光まちづくり機構		
消費額調査について、従来の駅での対面調査に加えネット調査を実施	2024	湯沢町		
ブログウォッチャーの導入	2025	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		

8-3. 新たな観光財源導入の検討

主導的に実施：湯沢町（総務課、税務課、企画観光課）

本計画で掲げているようなハード、ソフト両面の取組を確実に実行していくためには、確実に観光に使える財源を確保することが必要です。ふるさと納税の増収を目指すほか、近年他地域で導入が進んでいる宿泊税や、湯沢町内で導入されている湯沢町自然環境保全基金など、使途に合った観光財源について検討を進めます。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
確実に観光に使える財源を確保	2022-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税は2022から毎年増収。 2024から湯沢町で観光自主財源導入検討開始。 中央大学教授による税に関する勉強会を開催。 来町者を対象にWebアンケートを実施(2回)。 ふるさと納税増収を目指す。 宿泊税検討委員会、有識者会議を開催。 	
ふるさと納税の増収	2022-	湯沢町		
宿泊税の導入	2027-	湯沢町		
湯沢町自然環境保全基金	-2022	湯沢町観光まちづくり機構		
観光自主財源導入検討支援業務委託	2024-	湯沢町		
観光自主財源セミナー参加	2024-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
地区観光協会等との意見交換会	2024-	湯沢町		
税の専門家による勉強会	2024-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構		
湯沢を訪れた方を対象としたWebアンケート	2024-	湯沢町		
宿泊事業者との合意形成	2024-	湯沢町		
観光自主財源の有識者会議	2026-	湯沢町		

地震、台風、豪雨、感染症など、観光を取り巻くリスクを想定し、緊急時に関係者(行政、事業者、医療機関、保健所等)とすぐに連携・連絡できるようネットワーク体制を築いておきます。また、湯沢町としてのDCM(Destination Continuity Management:観光地継続性マネジメント)の策定を検討します。

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
緊急時のネットワーク体制(行政、事業者、医療機関、保健所等)	2026-	湯沢町観光まちづくり機構	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢町地域防災計画を策定済(2019)。 ・ゆざわ安心おもてなしプロジェクトを創設、終了。 ・湯沢版BCPのテンプレートを作成済。 ・土砂災害ハザードマップを作成済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のネットワーク体制を構築する。 ・DCM(自然災害、感染症含む)を策定する。 ・緊急時の外国人向け情報発信の方法を検討する。
湯沢町としてのDCM(観光地継続性マネジメント)の策定	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
地震、台風、豪雨	2022	湯沢町		
感染症	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
湯沢版BCPの運用	2024	湯沢町観光まちづくり機構		
インバウンド増加に伴う、緊急時の外国人向けの情報発信	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
湯沢町土砂災害ハザードマップ(2021)	2022	湯沢町		

【資料2】

湯沢町の財政状況と 制度上の限界

令和8年度湯沢町一般会計当初予算における観光関連予算の状況

湯沢町が抱える財政課題

湯沢町の財政状況の変遷

地方財政の制度上の限界



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

令和8年度湯沢町一般会計当初予算における観光関連予算の状況

湯沢町では、観光における行政の役割を果たすため、以下の観光関連予算を計上しています。

令和8年度予算

観光費

179,352千円

うち湯沢町観光まちづくり機構補助金
94,152千円

観光施設管理費

39,054千円

登山道整備、指定管理料、
草刈、雪対策費、各種修繕料等

湯沢高原 ロープウェイ施設管理費

115,404千円

施設改修費等

公衆浴場費

50,741千円

指定管理料、修繕料、電気量、
設備改修費等

中央公園関連予算

約189,000千円(国費含む)

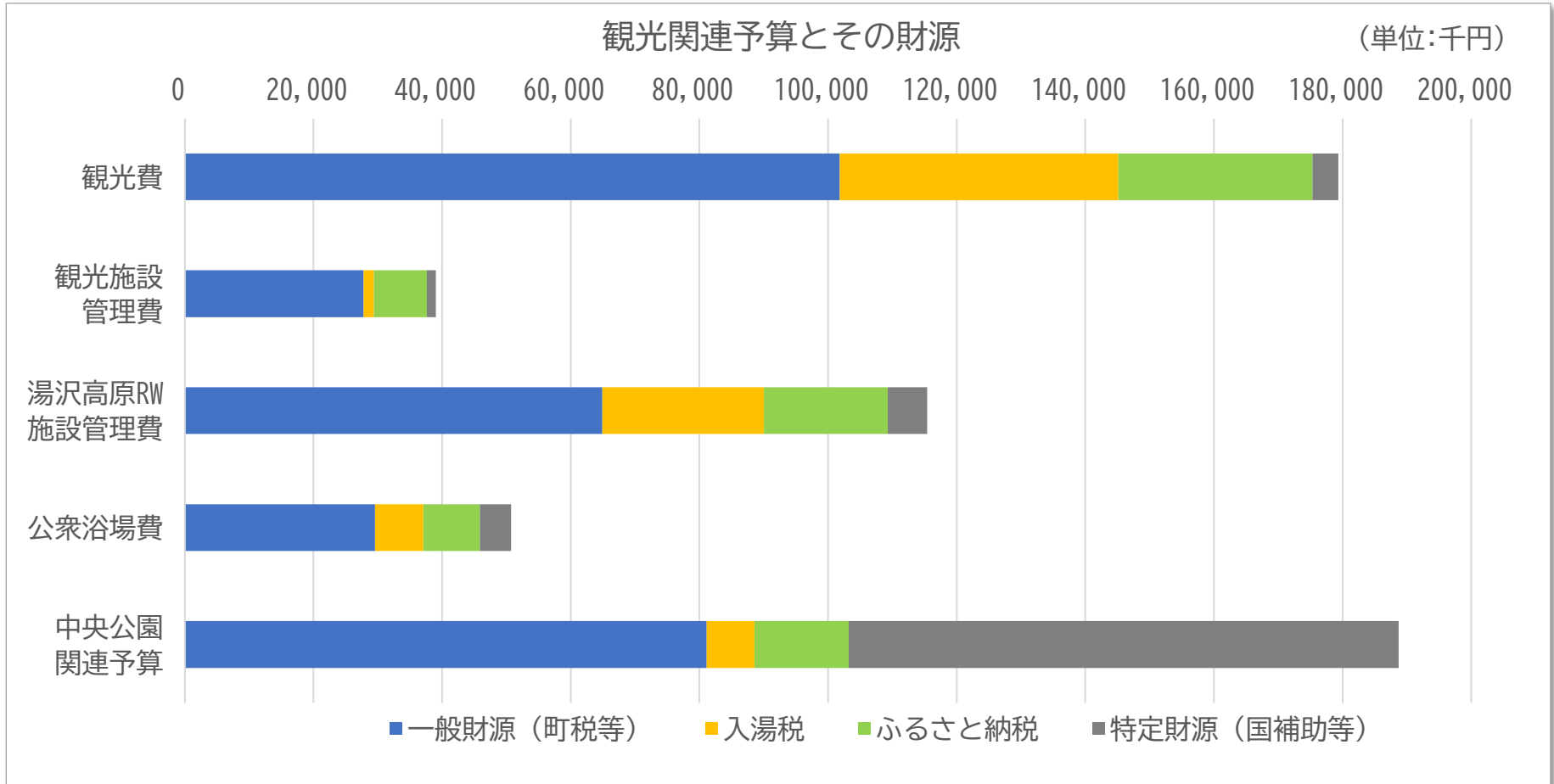
指定管理料、施設改修費、
元金償還金(R8分)、その他修繕等

その他 観光客も利用する 公共サービスに要する経費等

ごみ処理、上下水道、インフラ整備など、
観光客の利用による処理量増加分等

令和8年度湯沢町一般会計当初予算における観光関連予算の状況

令和8年度当初予算における観光関連予算とその財源の内訳は以下の通りです。



上記の通り、観光関連予算の財源として**入湯税**や**ふるさと納税**が充当※されますが、依然として**一般財源(町税等)**が大きな割合を占めています。

この**一般財源(町税等)**は、その時々~~の他の行政サービスや財政状況の影響を受けて増減します。~~

※入湯税及びふるさと納税の充当方法の考え方については別途お示しします。

湯沢町観光の掲げる
目標への取り組み
(観光振興計画)

環境変化に伴う
観光課題への対応
(インバウンド対応、
DX化等)

- ・湯沢町(行政)や、湯沢町観光まちづくり機構(DMO)には、計画の達成と観光課題への対応のため、さらなる取り組みが期待される。
- ・魅力的な観光地であり続けるためには、新たな投資も必要となる。

これまでの支出を維持し、さらに充実させていくことはできるのか？

湯沢町の財政状況を把握し、適切に財政運営を行うため、令和6年度末に財政運営指針を策定しました。

財政運営指針における現状分析のポイント

Point1

現在は将来世代へ負担を先送りしている状況

町債等の将来負担により、世代間の負担に差が生じている状況。

Point2

近年の湯沢町の財政は、ふるさと納税に大きく依存している

ふるさと納税額が見込みを下回ると、経常的な行政サービスにも支障が出かねない状況。

ふるさと納税を活用しながらも、将来にわたって行政サービスを安定的に維持するために、
毎年の収支の改善することが必要な状況

2025 - 2029

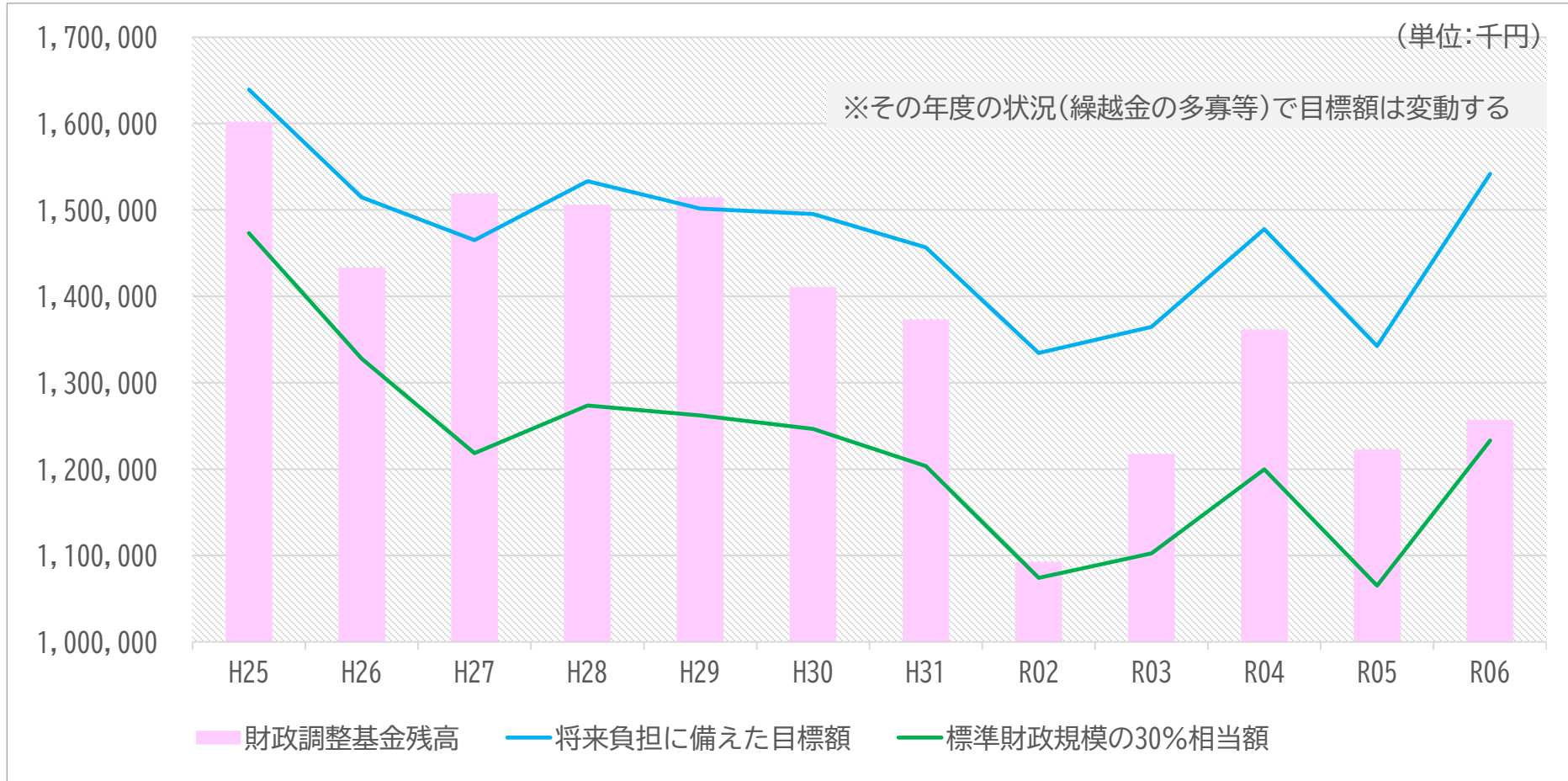
湯沢町財政運営指針

湯沢町 総務課

財政状況を評価し、事務事業や公共施設等の見直しの手順をまとめたもの

湯沢町が抱える財政課題～財政調整基金残高と目標値との差額～

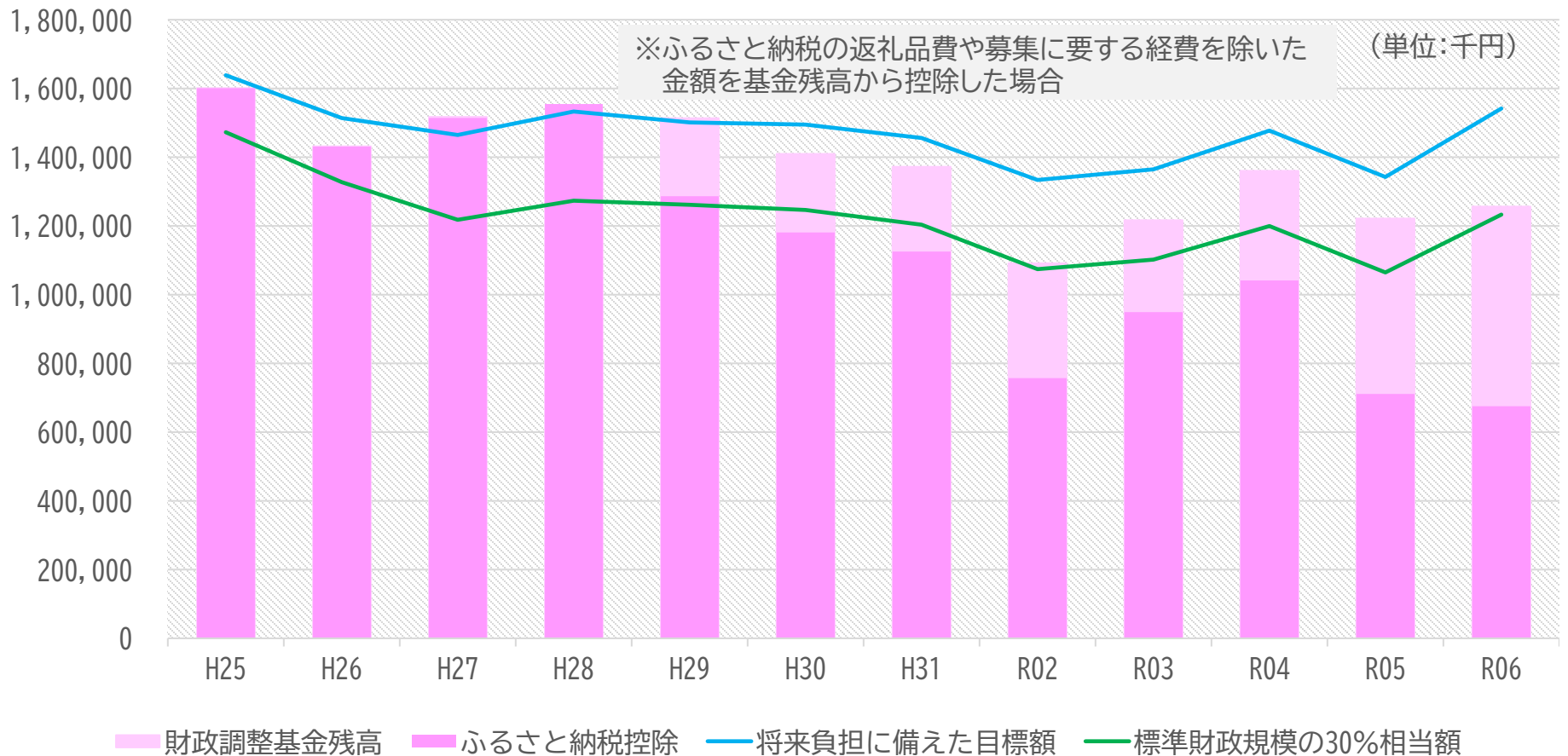
町の貯金ともいえる「財政調整基金」の残高を確保できているかどうかで財政状況を測ります。



- ① 財政調整基金(町の貯金)の残高は減少傾向
- ② 町債(町の借金)の償還等を踏まえた目標額は達成できていない(将来世代へ負担を先送り)
- ③ 現状を維持するための最低限の目標額は達成できている状況

湯沢町が抱える財政課題～財政調整基金残高と目標値との差額～

町の貯金ともいえる「財政調整基金」の残高を確保できているかどうかで財政状況を測ります。



ふるさと納税による増収を除いた場合、最低限の残高目標も達成できていない

→ **ふるさと納税への依存度が高い状態**

…ふるさと納税を有効に活用しながらも、寄付額が増減しても必要な行政サービスを維持することができるよう、**毎年の収支を改善していく必要がある**状況。

財政状況を改善するために、以下のような歳出の見直しを行っています。

①公共施設の見直し

- ・財政運営指針に基づき、「湯沢町個別施設計画」に見直すべき施設の優先順位等を記載
- ・令和5年の町民アンケートでは、可能な限り施設を維持したい町民の声が明らかになった
- ・財政運営指針の期間内に財政状況が改善されなければ、施設の廃止せざるを得ない状況
- ・建物等の老朽化により、今後さらなる将来負担が想定されている

②事務事業評価による見直し

- ・毎年の事務事業評価により、事業の重要性・効率性を評価し見直しを行う
→令和7年度は全201件の事業を総点検したが、抜本的な歳出削減は極めて困難
(子育て支援や高齢者福祉といった事業を見直しの候補にあげざるを得ない状況)

③毎年度の予算査定

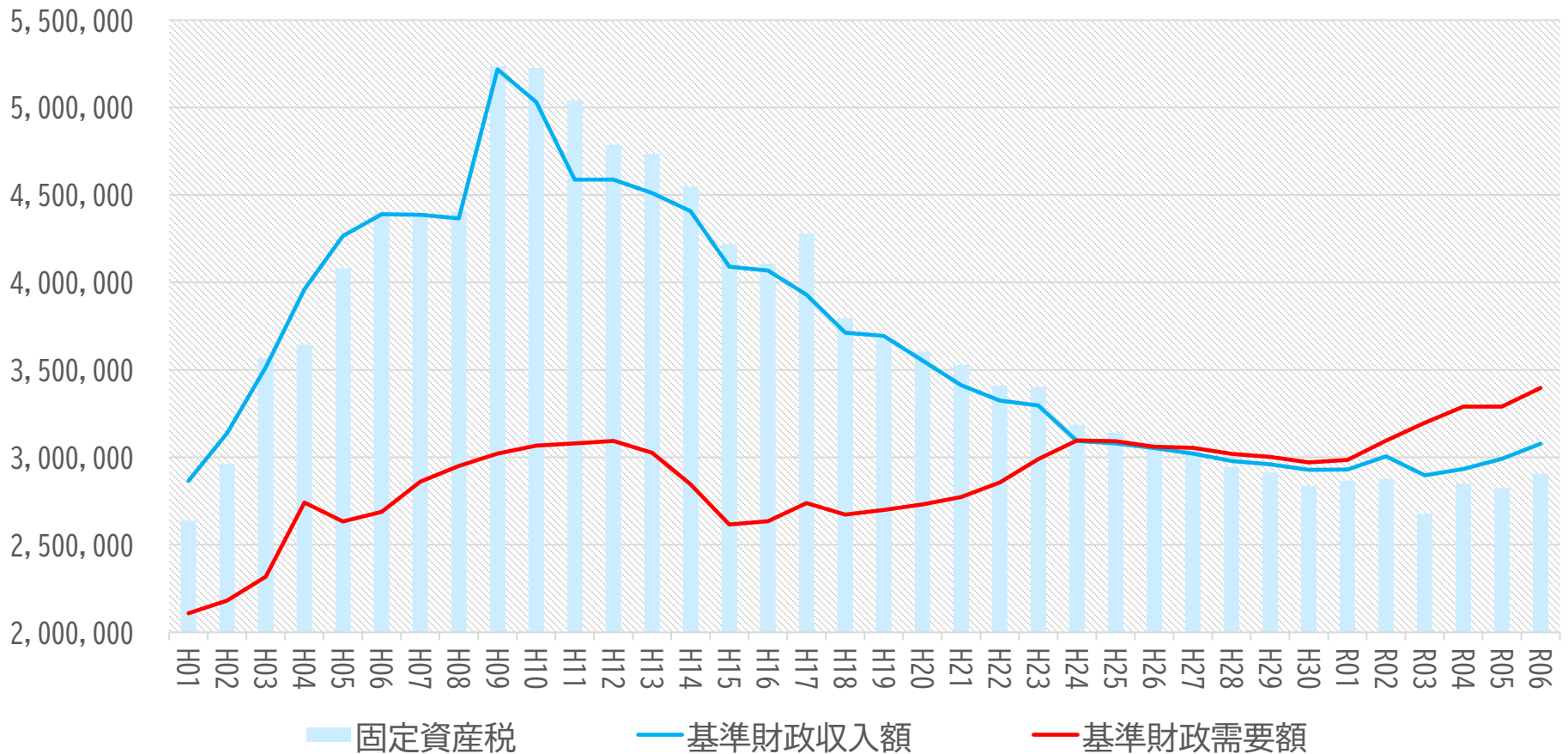
- ・新規事業を大幅に抑制するも、毎年度 歳出額が目標上限額を上回ってしまう

歳出削減には**限界**がある

なぜこれほど**財政状況が厳しい**のか？

湯沢町の財政状況の変遷～固定資産税収の推移と普通交付税～

固定資産税収が減少したことにより、平成24年度から普通交付税の交付対象になりました。



- ・固定資産税は湯沢町の税収の8割を占める基幹税収で、資産の減価償却により税収は減少する
- ・固定資産税収はピーク時に50億円を超えていたものが、現在では30億円を下回る水準にある
- ・**税収等**で標準的な行政サービスに必要な費用を賄えなくなり、H24に普通交付税の対象となった
→標準的な行政サービスに必要な費用以外の支出に充てられる財源は、非常に限られる仕組み

地方財政の制度上の限界

財政状況を改善するために、以下のような歳出の見直しを行っています。

①長期的な固定資産税収の減少

- ・平成24年度以降、税収等が標準的な行政サービスに必要な費用を下回った
 - ・普通交付税は、「標準的な税制で得られる税収等」と「標準的な行政サービスに必要な費用(推定額)」の差額が国から交付される制度
- 「標準的な行政サービス」を超えて事業を行うための財源は極めて限られる

②標準的な行政サービスに必要な費用とは

- ・教育・福祉・土木(インフラ維持等)・消防・環境衛生(ごみ処理等)など
- ・住民の生活に欠かせないサービスや、民間では担うことが難しいサービス

③観光振興費は、普通交付税の算定にほぼ含まれていない

かつての湯沢町のように、税収等に余裕がない限り、自治体が観光振興に充てられる財源は非常に限られる仕組み



観光の町として行政やDMOが役割を果たすためには、独自の「観光自主財源」が必要となる

【資料3】

入湯税・ふるさと納税の充当状況

【令和8年度当初予算】



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

入湯税の充当状況

令和8年度当初予算における入湯税の充当状況は以下の通りです。

入湯税の使途

入湯税は、その使途が定められた目的税であり、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設・消防施設等の整備や観光振興に要する経費に充てることとされています。

(1) 令和8年度入湯税予算額 144,001千円

(2) 入湯税充当事業

単位:千円

事業区分	事業内容等	対象事業費 (一般財源)	うち入湯税
環境衛生施設	他会計補助金のうち元金償還分(水道事業会計・下水道事業会計)、南魚沼市負担金(新ごみ処理施設建設費・可燃ごみ処理施設改修費分)、元金償還金(環境衛生施設分) 他	185,520	51,154
鉱泉源の保護管理施設	該当無し	0	0
消防施設	南魚沼市負担金(消防施設等整備費分)、元金償還金(消防施設分) 他	21,387	5,897
観光施設	観光施設に係る維持費及び修繕料(湯沢高原ロープウェイ施設管理費、公衆浴場費、観光施設管理費、公園施設長寿命化対策支援事業、都市計画施設維持費)、元金償還金(観光施設分) 他	158,292	43,646
観光の振興	観光費(各種委託料、補助金・負担金等)	157,048	43,304
		522,247	144,001

入湯税の充当対象となる事業費と、宿泊税の充当対象となる事業費の切り分けを行う必要がある(第2回検討委員会の審議事項)。

▲ ▲
対象事業費の額で
入湯税を案分して
充当している

ふるさと納税の充当状況

令和8年度当初予算におけるふるさと納税の充当状況は以下の通りです。入湯税及び地方消費税交付金(社会保障財源分)の充当額を除くすべての一般財源事業費に対し、寄付者の意向に沿って寄付額を案分して充当しています。

令和8年度 ふるさと納税充当事業一覧

単位：千円

寄附金の使途	R7年度末 基金残高 見込	充当先			充当後 基金残高
		事業名	事業費 (一般財源)	基金繰入金 充当額	
① 美しい自然や景観を守り、 安全なまちづくり	350,132	消防総務費414,492、下水道事業費321,008、 塵芥処理一般管理費240,703、除雪対策費 178,679、都市計画施設維持費164,600 他	2,135,207	302,349	47,783
② 人口減少を抑制し、持続的な 観光その他産業の振興	140,590	観光費132,048、企画振興費93,557、湯沢高原 ロープウェイ施設管理費84,184、公衆浴場費 38,338、農業振興費37,651 他	530,687	121,404	19,186
③ 安心して暮らすための 福祉・保健・医療の充実	31,644	病院事業費202,504、介護保険事業費128,759、 後期高齢者医療事業費99,371、保健衛生総務 管理費49,422、国民健康保険事業費44,121 他	897,879	27,326	4,318
④ 未来を担う子どもたちのため の子育て・教育の充実	172,000	認定こども園運営費317,664、学園管理費 141,215、学校給食事業費97,238、事務局管理 費52,594、小学校管理費29,170 他	844,492	148,527	23,473
⑤ その他、町長が必要と認める もの	139,421	その他一般財源	1,394,662	120,394	19,027
計	833,787		5,802,927	720,000	113,787
令和8年度 現年積立金充当事業	積立金 950,000	ふるさと納税奨励費	285,000	285,000	665,000
合計			6,087,927	1,005,000	778,787

【資料4】

先行自治体での宿泊税の活用例

【北海道倶知安町の場合】



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

【参考】先行自治体での宿泊税の活用例(北海道倶知安町)

課税開始までの経緯

総務大臣同意 平成31年4月19日

課税開始 令和元年11月1日

総務大臣同意(変更) 令和7年7月31日

変更内容での課税開始 令和8年4月1日

町の財政状況

令和2年1月:
新型コロナウイルス感染症の
国内初の感染者確認

令和5年5月:
新型コロナウイルス感染症の
5類感染症への移行 (単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	9,592,062	9,281,092	8,098,742	9,991,713	13,167,150	11,812,793	11,826,735	17,622,126	14,574,687
うち 入湯税	34,949	38,481	38,616	44,169	14,248	17,207	36,215	47,687	54,818
うち 宿泊税	0	0	0	176,481	52,491	67,352	243,697	443,593	568,221

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳出	9,304,378	9,058,223	7,828,071	9,657,517	12,914,539	11,410,578	11,366,251	17,190,528	14,140,700
うち、 商工費	174,687	165,222	124,161	154,341	401,516	362,180	255,573	350,128	494,064

各種事業への宿泊税充当額				25,728	52,491	150,000	50,000	200,000	286,300
宿泊税当年度歳入額 — 各種事業への宿泊税充当額				150,753	0	△82,648	193,697	243,593	281,921

令和5年度末での宿泊税基金残高は
約505,399千円

宿泊税を財源とした事業一覧

宿泊税の使途・・・世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用及び倶知安町宿泊税条例第11条の2第1項に規定する納入に要する費用

(単位:千円)

			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
充当額			176,482		52,491		150,000 (基金からの充当)		(基金繰入金)6,303 (充当額)43,697		200,000		286,300		
	事業名	担当課	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	
リゾート地としての質の向上	「二セコ」羊蹄山の環	なだれ情報精微化事業	観光商工課	1,400	1,400										
		なだれ・山岳事故防止対策事業	観光商工課			1,224	438	2,894	2,621			2,704	2,674	3,795	3,614
		羊蹄山管理保全事業等	観光商工課			1,490	533	1,774	1,607			5,613	5,552		
		二セコ山系管理保全事業	観光商工課			162	58	162	147						
	安全・安心なリゾート形成	観光客用防災備蓄物品購入	総務課	1,980	1,980	1,831	655	1,738	1,574						
		二セコひらふ安全センター事業	住環境課	3,595	3,595	2,107	754	5,063	4,586					2,054	1,956
		外国人患者通訳事業	福祉医療課			774	277	740	670						
		防犯カメラ等設置補助金	観光商工課					489	443			486	481		
	山田地区住居表示検討事業	まちづくり新幹線課			2,585	924	10,142	9,185							
リゾートタウンとしての魅力の向上	「観光インフラ」の整備	防災WiFiステーション事業	総務課			2,197	786	2,197	1,990						
		「バスに乘ろう」発行事業	総合政策課			264	94	264	239						
		サイクルツーリズム推進事業	総合政策課・建設課			140	50	150	136						
		ひらふ第一駐車場事業関連	観光商工課	5,382	5,382	5,457	1,952	22,705	12,841			9,984	9,874	10,472	9,973
		シンボルゲート形成事業	観光商工課									35,200	11,318		
		観光サービス集積システム構築支援事業	観光商工課	248	248										
		観光パンフレット等作成事業	観光商工課			1,045	374	1,749	1,583			1,045	1,034	929	885
		地域DMO支援事業	観光商工課			49,964	17,868	64,617	58,521	77,911	26,569	120,509	109,855	196,179	163,986
		案内所「機能強化事業	観光商工課	1,920	1,920										
		観光客受入体制整備事業	観光商工課			11,237	4,018	6,373	5,772	7,410	2,822	7,924	7,836	7,227	6,860

(単位:千円)

			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
充当額			176,482		52,491		150,000 (基金からの充当)		(基金繰入金)6,303 (充当額)43,697		200,000		286,300		
	事業名	担当課	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	事業費 (決算額)	宿泊税 充当額	
【続き】															
リゾートタウンとしての魅力の向上	“観光インフラ”の整備	集客観光イベント支援事業	観光商工課			1,643	588	1,354	1,226			3,769	3,728		
		観光施設維持管理事業	観光商工課			10,747	3,843	11,392	10,318			11,761	11,632		
		スタッフ育成支援事業	観光商工課	123	123										
		ニセコHANAZONOリゾート連絡交通補助金	観光商工課									8,400	8,308	15,240	14,513
		多目的グラウンド舗装工事	観光商工課											28,413	27,058
		ロードヒーティング事業	建設課	10,314	10,314	12,427	4,444	13,559	12,281	21,022	15,605	14,389	14,389	16,617	16,617
		路線バスキャッシュレス決済機導入事業	総合政策課											7,098	6,760
	持続可能な観光地づくり	実践英語研修事業	社会教育課			1,265	452	2,530	1,114						
		観光客農地立入禁止看板設置事業	農林課			569	204	414	375						
		景観づくり制度構築事業	まちづくり新幹線課			12,375	3,281	12,375	8,310						
		町民向けタクシー確保事業	総合政策課											2,892	1,421
		タクシー不足解決に向けた実証事業	総合政策課											9,117	8,682
		ニセコひらふエリアマネジメント交付金	観光商工課											13,770	13,113
	新幹線を意識したまちづくり	まちづくり新幹線課			7,535	2,695	11,165	10,112							
宿泊税の導入・運営等に係る経費等	宿泊税啓発資材制作業務	総合政策課	766	766	43	15									
	宿泊税徴収事務事業	税務課			3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	6,844	6,844	880	880	
	特別徴収義務者徴収奨励金	税務課			5,110	5,110	1,269	1,269	1,924	1,924	6,475	6,475	9,960	9,960	
	倶知安町宿泊税基金	総務課	150,754	150,754	0	0									
合計			176,482	186,482	135,271	52,491	178,195	150,000	111,347	50,000	235,103	200,000	324,643	286,300	

示された“**使途**”に基づき、個別事業ごとに事業費を落とし込み、事業を執行している。

倶知安町における観光の主管課は「観光商工課」と思われるが、宿泊税は観光商工課を担当としない課の事業にも充当されている。観光振興事業は町全体で知恵を出しあい、お互いに携わっていく事業であるといえる。

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算額	充当割合	決算額	充当割合	決算額	充当割合	決算額	充当割合
事業への宿泊税充当額	25,728		52,491		150,000		50,000	
担当課が観光商工課の事業	9,073	35.3%	29,672	56.5%	95,079	63.4%	29,391	58.8%
担当課が観光商工課以外の事業	15,889	61.7%	14,616	27.9%	50,572	33.7%	15,605	31.2%
導入・運営経費	766	3.0%	8,203	15.6%	4,349	2.9%	5,004	10.0%
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	決算額	充当割合	決算額	充当割合	予算額	充当割合	予算額	充当割合
事業への宿泊税充当額	200,000		286,300		340,000		550,000	
担当課が観光商工課の事業	172,292	86.1%	240,024	83.8%	280,329	82.5%	442,068	80.4%
担当課が観光商工課以外の事業	14,389	7.2%	35,436	12.4%	42,194	12.4%	83,790	15.2%
導入・運営経費	13,319	6.7%	10,840	3.8%	17,477	5.1%	24,142	4.4%

※ 積算と合計値の誤差が発生した場合は導入・運営経費の部分で調整した

担当課が観光商工課以外の事業の主な例

- ・安全センター事業(臨時交番の運営) [住民環境課] ・ロードヒーティング事業[建設課] ・路線バスキャッシュレス決済機導入補助[総合政策課]
- ・町民向けタクシー確保事業[総合政策課] ・タクシー不足解決に向けた実証事業[総合政策課] ・外国人患者通訳事業[福祉医療課]
- ・サイクルツーリズム推進事業[総合政策課・建設課] ・実践英語研修事業[社会教育課] ・観光客農地立入禁止看板設置事業[農林課]
- ・景観づくり制度構築事業[まちづくり新幹線課] ・観光客用防災備蓄物品整備事業[総務課危機管理室]

※【参考】地域DMO支援事業(倶知安観光協会事業補助金)として行われている事業

(単位:千円)

	事業名	事業概要(内容は令和8年度のものに反映)	令和6年度決算	令和7年度予算	令和8年度予算
リゾートタウンとしての魅力の向上 “観光インフラ”の整備	倶知安観光協会事業補助金(地域DMO支援事業)		196,179 うち163,986を 宿泊税から充当	254,068 うち217,629を 宿泊税から充当	338,150 うち326,433を 宿泊税から充当
	着地型連携事業	繁閑差解消に資する既存コンテンツの磨き上げや新規コンテンツ造成を行う事業。MTBコースに伴うプロモーション及び新たなコース開発へ向けての調査(ハード事業除く)や2026年は国際大会として開催されるUCI GRAND FONDO「ワールドチャンピオンシップ[ニセコクラシック]」の大会周辺事業。	3,500	7,000	10,500
	サステナブル事業	ガイド育成事業、トレッキングルート草刈り・保全、市街地イベント、GSTC認証(新規)講演会など	9,574	3,500	4,200
	サマーコンテンツ事業	繁閑差対策としてのサマーステイ事業費。サマーカレッジ事業、アーティストinレジデンス事業、サマーイベント関連事業を予定。	9,491	10,500	9,450
	MICE事業	グリーンシーズンの観光入込底上げに資するMICE事業。国内外のMICE商談会参加(一部札幌と連携予定)、FAMツアー事業、MICE営業ツール作成、経営者向けビジネス誌/SNS発信経費。	12,953	7,000	8,400
	戦略的広報プロモーション事業	広報プロモーションを戦略的に行う事業費。メディア掲載、Ghost of Yoteiコラボ取組、観光アンバサダーによるSNS等情報発信、ポケモンプロジェクトによるファミリー層回遊促進など	1,750	1,750	2,450
	エデュケーション事業	サッカー大会協力、ラグビー合宿協力、私学ターゲット教育旅行誘致などMICE事業と連携し、ゲストスピーカープログラムを活用予定	1,207	1,400	1,400
	維持管理業務	山開き・スキー場安全祈願祭、ウィンターオープニングパーティ等のための経費	424	581	850
	グリーンシーズン誘客特別事業	グリーンシーズンの宿泊数増加に貢献しているインバウンド(台湾・香港)や首都圏からの長期滞在促進のため受入環境を整備。各種グリーンシーズンコンテンツと連携してニセコ・倶知安のブランディングを行う(デジタルマーケティング、SNS発信、インフルエンサー活用など)。			15,000
	二次交通・交通対策	冬季二次交通:「ひらふ無料循環バス」「くっちゃんナイト号」運行経費。ニセコひらふスキー場周辺で観光客の重要な足となっている「ひらふ無料循環バス」により、スキー場・周辺宿泊施設、飲食店などの回遊性を高める。ニセコひらふ地区と倶知安町市街地を繋ぐ「ナイト号」によりリゾートエリアと市街地の回遊性を高める。全5系統を統一したブランドで無料運行。夏季二次交通:「スカイリゾートシャトルニセコ」運行経費。特に移動手段が乏しくなるグリーンシーズンの観光客の足として観光スポットの周遊に必須なバスを無料で運行。夏に交通施策に取組むことで、運転手雇用の通年化もあわせて目的とする。通勤用パーク&バスライド:ニセコひらふ地区の交通混雑の主たる要因となっている従業員の通勤車両削減のため、パーク&バスライド事業を継続。2025-26シーズンの傾向から、市街地からの直接乗車による通勤交通としての面もアピールし利用拡大を図る。	(夏季)13,000 (冬季)36,521	(夏季)24,500 (冬季)114,400	168,400
	地域理解促進事業	令和7年度より観光の地域理解促進のための事業として開始したマジカルダイニング事業費。倶知安町民がグリーンシーズンのレストランをお得に楽しめる電子クーポンを販売。事業者側はスタッフトレーニングや新メニュー開発の機会に活用でき、サービスのクオリティ向上も目的のひとつ。閑散期の店舗オープンにもつながり、観光客/町民/事業者3方よしの取組となっている。電子クーポンのシステムは旅先納税のシステムを流用しており、町民判定にはKutchan ID+を活用。			26,000
	観光DX事業	デジタル技術を活用した各種受入環境整備を推進。観光客向けにリゾートでのサービスをスムーズに活用するためのタッチポイントを継続提供しているほか、同システムをマイナンバーカードと連携した住民優待サービスに転用したKutchan ID+のサービスも開始。(令和6年度事業内容)	33,877		
	案内費	JR倶知安駅案内所およびニセコひらふウェルカムセンター案内所の運営経費および案内用印刷物作成費。	10,626	13,436	16,446
事務費	事務経費、計画管理費、観光客データ収集・分析や先予約データによるマーケティング等観光DX関連経費。	34,064	27,194	28,612	
人件費	地域DMOの事務担当者の人件費。	29,192	42,807	46,442	

※倶知安町「宿泊税を財源とした事業」(https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3474/)を加工したうえ、事務局にて作成

【資料5】

先行自治体の制度概要

【参考事例集】

北海道小樽市

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年3月21日
税収の使途	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約2.2億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.2億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※当初5年間は1.0%を加算	課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	656億661万円	令和6年度 歳出	654億100万円	観光客数	806.9万人 (令和6年度)	宿泊客数	98.3万人 (令和6年度)	43
-------------	-----------	-------------	-----------	------	--------------------	------	-------------------	----

北海道帯広市

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年7月22日
税収の用途	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び帯広市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	帯広市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約2.5億円	徴収費用見込額	(平年度) 約11.8百万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※当初5年間は1.0%を加算	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、特例を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	656億661万円	令和6年度歳出	654億100万円	観光客数	806.9万人 (令和6年度)	宿泊客数	98.3万人 (令和6年度)	44
---------	-----------	---------	-----------	------	--------------------	------	-------------------	----

北海道ニセコ町(変更後)

条例施行(予定含)	令和8年11月1日(変更)	総務大臣同意	令和8年3月27日
税収の使途	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用及びニセコ町宿泊税条例第10条の2第1項に規定する納入に要する費用		
課税客体	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊料金	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定率制	税率・税額	宿泊料金の3%(道税分を含む)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) ・町長が必要と認める者 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約2.6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約200万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	5.0%	課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	特例の承認を受けると、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	75億9,407万円	令和6年度歳出	74億1,112万円	観光客数	162.5万人(令和6年)	宿泊客数	58.1万人(令和6年度・延べ数) 45
---------	------------	---------	------------	------	---------------	------	----------------------

北海道倶知安町(変更後)

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年7月31日
税収の使途	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用及び倶知安町宿泊税条例第11条の2第1項に規定する納入に要する費用		
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊料金	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定率制	税率・税額	宿泊料金の3%(道税分を含む)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約7.5億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.4億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※制度変更(R8)から5年間は 1.0%を加算	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、徴収した宿泊税3か月分まとめて申告納入が可能	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	145億7,469万円	令和6年度歳出	141億4,070万円	観光客数	157万人(令和6年度)	宿泊客数	88.4万人(令和6年度延べ数) 46
---------	-------------	---------	-------------	------	--------------	------	---------------------

青森県弘前市

条例施行(予定含)	令和7年12月1日	総務大臣同意	令和7年7月22日
税収の使途	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費		
課税客体	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館 ・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約1.2億円	徴収費用見込額	(平年度) 約6百万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	3.5%	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	915億505万円	令和6年度歳出	904億6,512万円	観光客数		宿泊客数	66.6万人(令和7年)	47
---------	-----------	---------	-------------	------	--	------	--------------	----

岩手県盛岡市

条例施行(予定含)	令和8年10月1日	総務大臣同意	令和8年3月27日
税収の使途	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	盛岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき 200円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約2.6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約1,500万円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年を目途(その後は5年ごと)に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	1,351億5,565万円	令和6年度 歳出	1,328億8,563万円	観光客数	430.1万人 (令和5年)	宿泊客数	107.3万人 (令和5年)	48
-------------	---------------	-------------	---------------	------	-------------------	------	-------------------	----

宮城県仙台市

条例施行(予定含)	令和8年1月13日	総務大臣同意	令和7年3月21日
税収の使途	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てる		
課税客体	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円 ※プラス県税100円
課税免除	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	免税点	宿泊料金が一人一泊6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税を課さない
収入見込額	(平年度)約10.2億円	徴収費用見込額	(平年度)約0.8億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※課税開始から5年間は0.5%加算と納期内納入月数×1,000円、電子申告した場合は、更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直し規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	6,249億268万円	令和6年度歳出	6,167億3,675万円	観光客数	2,618万人(令和6年)	宿泊客数	650.9万人(令和6年)	49
---------	-------------	---------	---------------	------	---------------	------	---------------	----

栃木県那須町

条例施行(予定含)	令和8年10月1日		総務大臣同意	令和7年9月30日	
税収の使途	那須町の観光資源を磨き上げ、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用				
課税客体	那須町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅				
課税標準	上記施設における宿泊数		納税義務者	上記施設における宿泊者	
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者		
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・1万円未満 100円 ・1万円以上2万円未満 300円 ・2万円以上3万円未満 500円 ・3万円以上5万円未満 800円 ・5万円以上10万円未満 1,500円 ・10万円以上 3,000円		
課税免除	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・年齢12歳未満の者		免税点	なし	
収入見込額	(平年度) 約3.0億円		徴収費用見込額	(平年度) 約0.2億円	
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	3.0%、 ※導入後5年間は0.5%上乘せ		課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり	
申告納入期限の特例	特例の承認を受けると、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる		罰則規定 (税条例に条項あり)	・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料	

令和6年度 歳入	167億3,738万円	令和6年度 歳出	155億3,051万円	観光客数	576.5万人 (令和7年)	宿泊客数	205.7万人 (令和7年)	50
-------------	-------------	-------------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	----

神奈川県湯河原町

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年9月30日
税収の使途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用		
課税客体	湯河原町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・5万円未満 300円 ・5万円以上 500円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者 	免税点	なし
収入見込額	(平年度)約1.9億円	徴収費用見込額	(平年度)約0.1億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	3.0%	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	特例の承認を受けると、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	116億1,628万円	令和6年度 歳出	110億5,180万円	観光客数	391.4万人 (令和5年)	宿泊客数	59.7万人 (令和5年)	51
-------------	-------------	-------------	-------------	------	-------------------	------	------------------	----

石川県金沢市

条例施行(予定含)	平成31年4月1日	総務大臣同意	平成30年6月26日
税収の使途	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	・宿泊施設に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	一人一泊について、宿泊料金が ・2万円未満のもの 200円 ・2万円以上のもので 500円
課税免除	—	免税点	宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない
収入見込額	(初年度) 6.6億円 (平年度) 7.2億円	徴収費用見込額	(初年度) 23百万円 (平年度) 43百万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※令和11年3月までは0.5%を加算※上限額:交付時期ごとに1施設当たり50万円	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、特例を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	2,174億2,962万円	令和6年度歳出	2,089億4,047万円	観光客数		宿泊客数	52
---------	---------------	---------	---------------	------	--	------	----

長野県松本市

条例施行(予定含)	令和8年6月1日	総務大臣同意	令和8年2月13日
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> 観光サービス及び受入機能の強化・高度化 観光の高付加価値化と効果的な情報発信 市民生活との調和 危機対応力の強化 宿泊税課税、徴収経費 		
課税客体	松本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の経営者 その他徴収の便宜を有する者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき 150円(ただし、制度開始3年間は100円) ※プラス県税150円(制度開始3年間は100円)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園児、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動としての宿泊(引率者も含む) 認定子ども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約2.6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.1億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、徴収した宿泊税3か月分まとめて申告納入が可能	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	1,166億2,474万円	令和6年度歳出	1,136億1,723万円	観光客数	496.8万人(令和7年)	宿泊客数	207.3万人(令和7年・推計)	53
---------	---------------	---------	---------------	------	---------------	------	------------------	----

長野県軽井沢町

条例施行(予定含)	令和8年6月1日	総務大臣同意	令和7年9月30日
税収の使途	「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高めるとともに、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図るための費用		
課税客体	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・6千円以上1万円未満 150円(制度開始3年間は100円) ・1万円以上10万円未満 200円(同上150円) ・10万円以上 650円(同上600円) ※ プラス県税150円(制度開始3年間は100円)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約3.2億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.1億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、 電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	条件を満たす場合、3か月分をまとめて申請することができる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	207億6,007万円	令和6年度 歳出	192億788万円	観光客数	800.5万人 (令和6年度)	宿泊客数	54
-------------	-------------	-------------	-----------	------	--------------------	------	----

長野県阿智村

条例施行(予定含)	令和8年6月1日	総務大臣同意	令和7年9月30日
税収の用途	阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、昼神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用		
課税客体	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき 200円 ※プラス県税150円(制度開始3年間は100円)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約0.6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約192万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	67億8,106万円	令和6年度歳出	64億1,516万円	観光客数		宿泊客数	55
---------	------------	---------	------------	------	--	------	----

長野県白馬村

条例施行(予定含)	令和8年6月1日	総務大臣同意	令和7年9月30日
税収の使途	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	白馬村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・6千円以上2万円未満 150円(制度開始3年間は100円) ・2万円以上5万円未満 350円(同上300円) ・5万円以上10万円未満 850円(同上 800円) ・10万円以上 1,850円(同上 1,800円) ※プラス県税150円(制度開始3年間は100円)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約2.5億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.3億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、徴収した宿泊税3か月分まとめて申告納入が可能	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	78億9,826万円	令和6年度歳出	77億2,700万円	観光客数	291万人(令和7年)	宿泊客数	56
---------	------------	---------	------------	------	-------------	------	----

長野県野沢温泉村

条例施行(予定含)	令和8年6月1日	総務大臣同意	令和8年2月13日
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験価値の向上と需要管理 ・ 観光産業基盤の強化 ・ 生活環境の改善 ・ 自然・文化資源の保全と継承 ・ 徴税経費・広報経費等 		
課税客体	野沢温泉村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊料金	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者
課税タイプ	定率制	税率・税額	宿泊料金の5%(ただし、制度開始3年間は3.5%) ※県税分を含む
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園児、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動としての宿泊(引率者も含む) ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約1.9億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.1億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※制度開始から5年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、徴収した宿泊税3か月分まとめて申告納入が可能	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	56億848万円	令和6年度歳出	52億7,657万円	観光客数	73万人(令和6年度)	宿泊客数	57
---------	----------	---------	------------	------	-------------	------	----

岐阜県岐阜市

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年7月22日
税収の使途	① 観光客に選ばれるまち－誘客促進・プロモーション事業税収の使途 ② 何度でも訪れたくなるまち－おもてなし向上事業 ③ 観光資源の創出－魅力向上事業 ④ 観光インフラ整備		
課税客体	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	・旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者(下宿営業の営業者を除く。)又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約1.4億円	徴収費用見込額	(平年度) 約3.4百万円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5%	課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	1,999億5,316万円	令和6年度 歳出	1,931億985万円	観光客数		宿泊客数	69.9万人 (令和7年)	58
-------------	---------------	-------------	-------------	------	--	------	------------------	----

岐阜県高山市

条例施行(予定含)	令和7年10月1日	総務大臣同意	令和7年3月21日
税収の使途	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現に資する費用		
課税客体	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 1万円未満…100円 (2) 1万円以上3万円未満 …200円 (3) 3万円以上…300円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約4億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.26億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	3.0%	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	643億3,966万円	令和6年度歳出	616億7,502万円	観光客数	479.5万人 (令和7年)	宿泊客数	232.4万人 (令和7年)	59
---------	-------------	---------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	----

岐阜県下呂市

条例施行(予定含)	令和7年10月1日	総務大臣同意	令和7年3月21日
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・ 観光資源の魅力の増進、情報発信 ・ その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策 		
課税客体	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊につき、宿泊料金が (1)5千円未満 …100円 (2)5千円以上 …200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢12歳未満の者 ・ 修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・ その他市長が認める者 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約2億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.092億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	3.0%	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪

令和6年度 歳入	268億7,462万円	令和6年度 歳出	255億3,852万円	観光客数		宿泊客数	100.2万人 (令和6年度)	60
-------------	-------------	-------------	-------------	------	--	------	--------------------	----

静岡県熱海市

条例施行(予定含)	令和7年4月1日	総務大臣同意	令和6年6月14日
税収の使途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる		
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき、200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校行事に参加する者 ・公益上その他の事由により規則で定める者 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.29億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※導入から5年間は 0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後5年間
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	232億2,004万円	令和6年度 歳出	216億6,824万円	観光客数	627.3万人 (令和5年度)	宿泊客数	296.9万人 (令和5年度)	61
-------------	-------------	-------------	-------------	------	--------------------	------	--------------------	----

愛知県常滑市

条例施行(予定含)	令和7年1月6日	総務大臣同意	令和6年6月14日
税収の使途	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる		
課税客体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき、200円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 2億円	徴収費用見込額	(平年度) 500万円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5%	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直し規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度歳入	344億2,323万円	令和6年度歳出	332億3,168万円	観光客数	513.6万人 (令和7年)	宿泊客数	100.6万人 (令和6年)	62
---------	-------------	---------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	----

三重県鳥羽市

条例施行(予定含)	令和8年4月1日	総務大臣同意	令和7年7月22日
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊促進(宿泊者の満足度向上)に関する事業 ・ 受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業 ・ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業 ・ 観光関連団体の組織強化に関する事業 		
課税客体	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約3.3億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.096億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5%	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	一定の要件を満たす場合には、申請により3カ月ごとに申告納入することができる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	138億9,996万円	令和6年度 歳出	133億1,178万円	観光客数	424.3万人 (令和7年)	宿泊客数	154.2万人 (令和7年)	63
-------------	-------------	-------------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	----

京都府京都市(変更後)

条例施行(予定含)	令和8年3月1日	総務大臣同意	令和7年10月3日
税収の使途	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	<ul style="list-style-type: none"> 1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・ 6千円未満 200円 ・ 6千円以上2万円未満 400円 ・ 2万円以上5万円未満 1,000円 ・ 5万円以上10万円未満 4,000円 ・ 10万円以上 10,000円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約126億円	徴収費用見込額	(平年度) 約5億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	3.0% ※令和7年度から令和11年度までは3.5%	課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、特例を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	・ 納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	9,802億1,585万円	令和6年度 歳出	9,717億886万円	観光客数	5,606万人 (令和6年)	宿泊客数	1,630万人 (令和6年)	64
-------------	---------------	-------------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	----

島根県松江市

条例施行(予定含)	令和7年12月1日	総務大臣同意	令和7年3月21日
税収の使途	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用		
課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) 	免税点	宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
収入見込額	(平年度) 約3.3億円	徴収費用見込額	(平年度) 約14百万円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※令和10年12月までの期間は0.5%加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	1,158億903万円	令和6年度 歳出	1,131億9,534万円	観光客数	873.5万人 (令和6年・延べ数)	宿泊客数	178.3万人 (令和6年・延べ数)	65
-------------	-------------	-------------	---------------	------	-----------------------	------	-----------------------	----

福岡県北九州市

条例施行(予定含)	令和2年4月1日	総務大臣同意	令和元年11月15日
税収の使途	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。		
課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき150円 ※プラス県税50円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(初年度) 約2.7億円 (平年度) 約3億円	徴収費用見込額	(初年度)約21百万円 (平年度)約20百万円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※当初5年間は0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年ごと)を目途に見直し規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	6,260億5,196万円	令和6年度 歳出	6,214億3,040万円	観光客数	832.4万人 (令和6年)	宿泊客数	189.3万人 (令和6年)	66
-------------	---------------	-------------	---------------	------	-------------------	------	-------------------	----

福岡県福岡市

条例施行(予定含)	令和2年4月1日	総務大臣同意	令和元年11月15日
税収の使途	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる。		
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満のもの 150円 2万円以上のも 450円 ※プラス県税50円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(初年度)約16.7億円 (平年度)約18.2億円	徴収費用見込額	(初年度)約1.7億円 (平年度)約1.5億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5%	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年ごと)を目途に見直し規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	1兆1,317億6,803万円	令和6年度 歳出	1兆1,133億7,975万円	観光客数	2,309万人 (令和5年)	宿泊客数	576万人 (令和5年)	67
-------------	-----------------	-------------	-----------------	------	-------------------	------	-----------------	----

長崎県長崎市

条例施行(予定含)	令和5年4月1日	総務大臣同意	令和4年6月24日
税収の使途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為 		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	段階的定額制	税率・税額	1人1泊について、宿泊料金が (1)1万円未満のもの・・・100円 (2)1万円以上2万円未満のもの・・・200円 (3)2万円以上のもので・・・500円
課税免除	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者	免税点	なし
収入見込額	(初年度)約4億円(平年度)約4.4億円	徴収費用見込額	(導入前)約1.1億円、(初年度)約0.3億円、(平年度)約0.2億円
特別徴収義務者報奨金(交付金)	2.5% ※交付限度額:1宿泊施設につき50万円	課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定(税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税管理人に係る不申告に関する過料 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪

令和6年度歳入	2,412億6,228万円	令和6年度歳出	2,376億3,761万円	観光客数	654万人(令和6年)	宿泊客数	233.7万人(令和6年)	68
---------	---------------	---------	---------------	------	-------------	------	---------------	----

熊本県熊本市

条例施行(予定含)	令和8年7月1日	総務大臣同意	令和7年7月22日
税収の使途	熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進 その他の観光の振興を図る施策に要する費用		
課税客体	熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき200円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約7億円	徴収費用見込額	(平年度) 約50百万円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	4.0% ※施行後5年間は0.5%加算	課税を行う期間	条例施行後2年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	4,313億3,830万円	令和6年度 歳出	4,218億3,252万円	観光客数	630.5万人 (令和6年)	宿泊客数	402.3万人 (令和6年)	69
-------------	---------------	-------------	---------------	------	-------------------	------	-------------------	----

宮崎県宮崎市

条例施行(予定含)	令和8年7月1日	総務大臣同意	令和7年2月13日
税収の使途	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進、その他の観光振興施策に要する費用		
課税客体	宮崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅		
課税標準	上記施設における宿泊数	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定額制	税率・税額	1人1泊につき 200円
課税免除	—	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約5.6億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.1億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※電子申告した場合は1.0%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、承認を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

令和6年度 歳入	2,091億5,675万円	令和6年度 歳出	2,035億8,595万円	観光客数	611.6万人 (令和6年)	宿泊客数	241.6万人 (令和6年・延べ数)	70
-------------	---------------	-------------	---------------	------	-------------------	------	-----------------------	----

沖縄県石垣市

条例施行(予定含)	令和9年2月1日	総務大臣同意	令和8年2月13日
税収の使途	(1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み (4) 税の啓発・徴収および税の活用にあたっての立案・実行に係る経費等		
課税客体	石垣市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 		
課税標準	上記施設における宿泊料金	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定率制	税率・税額	1人1泊当たりの宿泊料金の1.2% (ただし、税額1,200円を上限とする。)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者(引率者も含む) ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度) 約5.2億円	徴収費用見込額	(平年度) 約0.3億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※施行当初から5年間は0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、指定を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪

令和6年度 歳入	388億1,718万円	令和6年度 歳出	381億1,686万円	観光客数	149万人 (令和7年)	宿泊客数	71
-------------	-------------	-------------	-------------	------	-----------------	------	----

沖縄県宮古島市

条例施行(予定含)	令和9年2月1日	総務大臣同意	令和8年2月13日
税収の使途	(1) 受入体制の充実強化 (2) 環境及び景観の保全 (3) 文化芸術やスポーツの振興 (4) 持続可能な観光の推進		
課税客体	宮古島市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 		
課税標準	上記施設における宿泊料金	納税義務者	上記施設における宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
課税タイプ	定率制	税率・税額	1人1泊当たりの宿泊料金の1.2% (ただし、税額1,200円を上限とする。)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者(引率者も含む) ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等(引率者も含む) 	免税点	なし
収入見込額	(平年度)約5.0億円	徴収費用見込額	(平年度)約0.4億円
特別徴収義務者 報奨金(交付金)	2.5% ※施行当初から5年間は0.5%を加算	課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり
申告納入期限の特例	所定の要件を満たし、指定を受けることにより、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となる	罰則規定 (税条例に条項あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪

令和6年度 歳入	462億4,866万円	令和6年度 歳出	451億2,124万円	観光客数	119万人 (令和6年)	宿泊客数	72
-------------	-------------	-------------	-------------	------	-----------------	------	----

【資料6】

その他の参考資料

令和6年度宿泊事業者向けアンケート結果

法定外目的税の新設に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について

【イメージ図】宿泊税導入による地域観光の好循環を実現

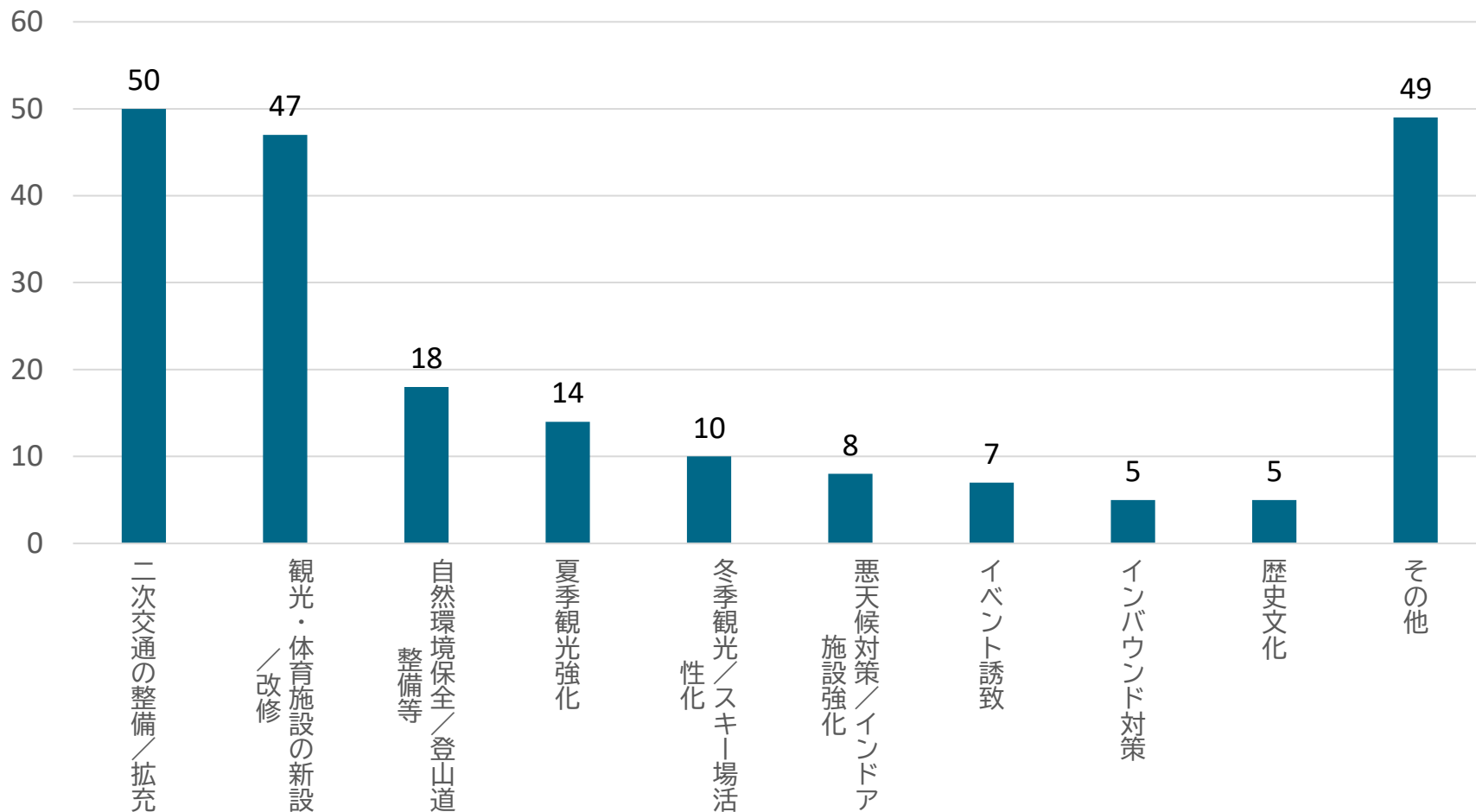
観光自主財源としての宿泊税の適性



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

令和6年度に宿泊事業者向けに実施。アンケート内で観光財源の用途として、取り組んでほしい施策・事業について質問。(回答件数:155、複数回答可)



このアンケート結果を、「湯沢町観光振興計画」の各戦略にあてはめて整理し、地域事業者の意見として用途候補の一覧に反映させることも検討する。

その他であがった回答の一部

- ・高齢者のボランティアガイドの育成
- ・サイン等の色の統一、サイン整備、街の景観整備
- ・地域住民の観光に対する意識啓発と理解
- ・人材育成
- ・ブランドの再構築
- ・エリアの魅力向上
- ・フジロック支援
- ・情報集約と伝達の仕組みづくり、的確な発信
- ・町民（若い世代）が安心して定住できる街づくり
- ・若者が湯沢町に残り仕事につながる施設整備
- ・地域イベントへの補助・協力・各種負担への補助
- ・雪国散歩道の再整備
- ・通年を通じた環境・文化保全
- ・町の財源となる公共施設、体育施設の充実
- ・キックボードやアシスト自転車の導入
- ・スポーツの町を戦略とした観光プログラムの構築
- ・ライドシェアの導入
- ・広告宣伝（地域の良いところを広く世に知らせてほしい）
- ・マーケティング強化
- ・観光案内所の運営経費
- ・機構会費の低減
- ・宿に還元される仕組みの拡充や改修費用支援
- ・除雪対策の強化
- ・飲食店拡充
- ・地域内への公共トイレの設置
- ・東京からの直行バスの運行
- ・山と川のポテンシャルを活かす取組
- ・地域（エリア）への還元
- ・タクシー拡充（冬季のタクシー不足の解消）
- ・有名観光スポットやランドマークの整備
- ・大規模な道の駅の建設・運営
- ・宿設備更新等費用の補助
- ・越後湯沢駅東口・西口の駐車場の確保と整備
- ・物産・温泉・食を備えた観光施設整備
- ・スポーツ育成に特化した施設整備
- ・観光に関係する施設づくり（中途半端な施設でなくきちんとした施設を）
- ・地域特有の祭りの開催や支援

総税企第179号
平成15年11月11日

各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長
殿

東京都 総務・主税局長

総務省自治税務局長

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する
同意に係る処理基準及び留意事項等について

このたび、総務大臣が法定外普通税又は法定外目的税（以下「法定外税」という。）の新設又は変更について同意する際の処理基準、標準処理期間及び協議の申出に係る手続、並びに法定外税の検討に際し、留意することが望ましいと考えられる事項について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県においては、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成14年5月7日付け総税企第95号）」は廃止します。



(別添)

法定外税の新設又は変更に対する同意
に係る処理基準及び留意事項等

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

- (1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。
 - (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
 - (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国税的なるものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
 - (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強かに推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求めらる税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことをいうものである。

第2. 法定外税の「新設」

地方団体の新設合併により消滅した地方団体の全てが課税客体、課税標準、税率等と同じくする同種の法定外税を課税していた場合において、当該新設合併により新設された地方団体が当該同種の法定外税を課税するために行う条例の制定については、課税の実態が従前と同一であり、地方税法第259条第1項、第669条第1項及び第731条第2項の規定に基づき総務大臣への協議・同意が必要となる法定外税の「新設」には当たらないものである。

第3. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第4. 協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第4号様式）
- (5) 地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項に規定する特定納税義務者（第5. 2. (4)において「特定納税義務者」という。）がある場合には、都道府県又は市町村の議会において聴取した当該特定納税義務者の意見を記載した資料
- (6) その他参考となるべき調書

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

1. 地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

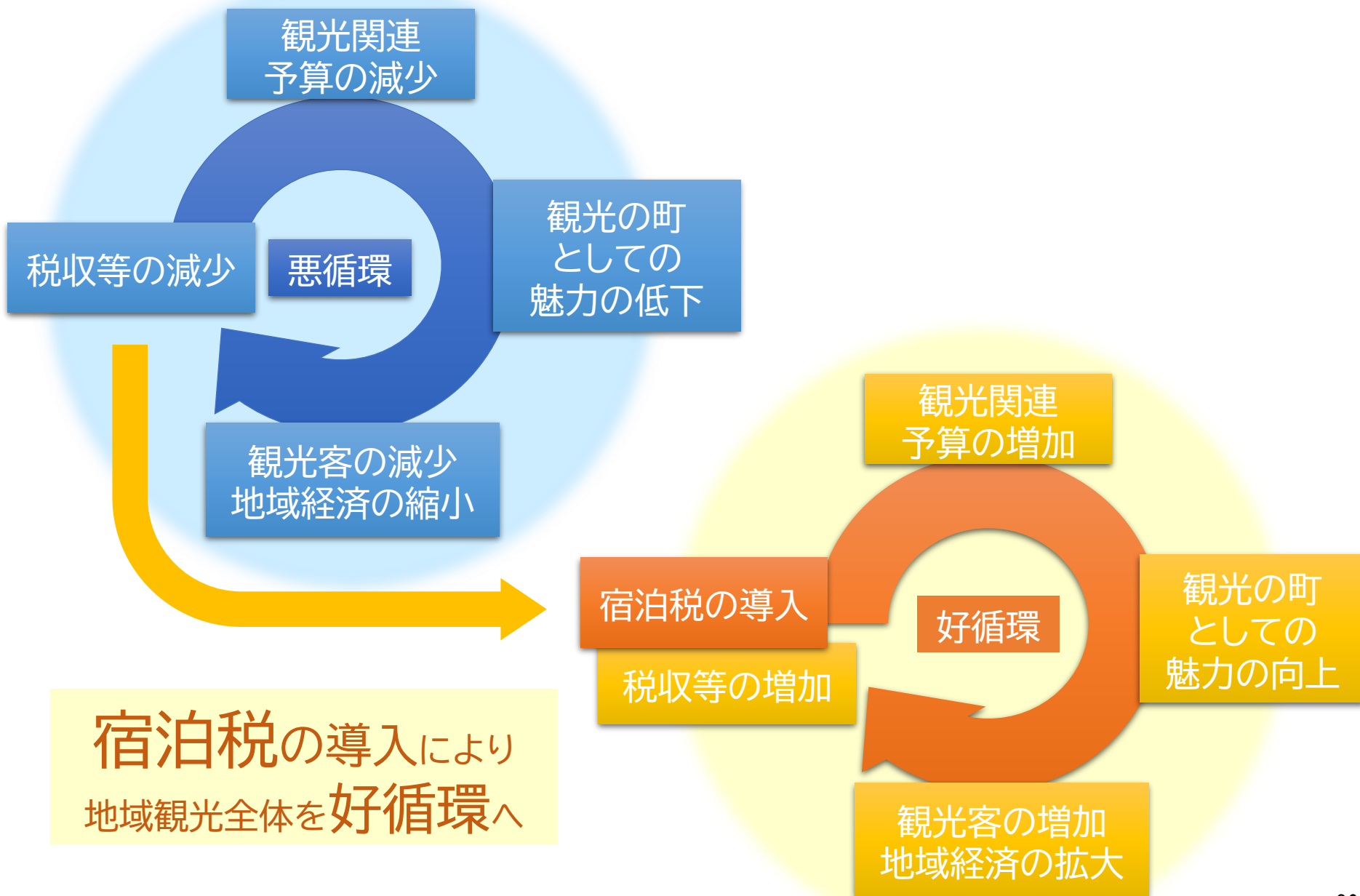
- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

【イメージ図】宿泊税導入による地域観光の好循環を実現



財源としての
規模

寄附金
(ふるさと納税)

法定外
目的税

協力金

公共施設
使用料

財源としての
規模と安定性を
両立できるのが
「法定外目的税」

財源としての
安定性

観光自主財源としての宿泊税の適性

～法定目的税の種類と、課税客体別の適性～

観光との
関連性

観光施設
利用

宿泊
行為

入域

駐車場
利用

観光と関連性が
高く、制度として
安定しているのが
「宿泊税」

税制度の
安定性
(課税コスト・
先例の数等)